

第8期
日高町介護保険事業計画
・高齢者福祉計画

2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

令和3年3月

日高町

ごあいさつ



第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、和歌山県が策定する、わかやま長寿プラン2021が同時改定となるため本計画と整合性を保ち、高齢化の進展が見込まれる2040年に向けた「地域包括ケアシステムの深化」、「在宅医療・介護連携の強化」、「総合的な認知症施策」の取り組みを推進する中長期的な視野に立った内容の充実と深化を図るための計画となっております。

介護保険制度は、制度創設から22年目を迎えることとなり、介護が必要な高齢者を支える制度として定着してまいりました。全国的に人口は減少傾向にありますが、高齢者数は今後も増加し、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されます。また、介護を理由とした家族の離職防止等を図る介護離職ゼロへの取り組みが求められていることや、現役世代の減少によって、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となっています。

このような状況を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められます。

日高町では、これまで、人のぬくもりを誰もが感じられるあたたかい地域づくりをめざして「人のぬくもり 誰もが感じる 日高町」を基本理念として施策を展開してきましたが、第8期計画においては、「自助」「共助」による助け合いを更に進めていくために、「みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町」を基本理念として設定し、町全体で地域共生社会の実現を目指して推進していきます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご協議賜りました「日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」にご協力くださいました多くの町民の皆様に対して、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

日高町長 **松本秀司**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の期間	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の策定	6
5. 国の基本指針のポイント	6
第2章 高齢者を取り巻く状況	11
1. 人口の現状と動向	13
2. 高齢者の状況	17
3. アンケート調査結果の概要	21
第3章 第7期事業の進捗状況	29
1. 介護予防と心身の元気づくりの推進	32
2. ぬくもりのある地域づくりの推進	40
第4章 基本理念と基本目標	49
1. 基本理念	51
2. 基本目標	52
3. 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定	53
4. 施策の体系	54
第5章 施策の展開	55
目標1. 介護予防と心身の元気づくりの推進	57
目標2. 支えあう地域づくりの推進	63
目標3. 生活支援サービスの充実	68
目標4. 介護保険事業の推進	71
第6章 介護保険制度の円滑な運営	79
1. 要介護認定者数・サービス利用者数の推計	81
2. 介護サービスの見込み	82
3. 介護給付費等の見込み	86
4. 第1号被保険者の保険料基準額の算定	87
5. 計画の推進体制	90
巻末資料	93

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、創設から20年が経過し、全国の介護サービス利用者は600万人に達しており、介護が必要な高齢者を支える制度として定着し、発展してきています。全国的に人口は減少傾向にありますが、高齢者数は今後も増加し、2025（令和7）年には団塊世代が75歳以上となり、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になることから、今後は高齢化がさらに進行することが予想されています。

こうした状況を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、介護サービスの確保だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

本町では、2018（平成30）年3月に策定した「第7期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」において、「人のぬくもり 誰もが感じる 日高町」を基本理念として、2025（令和7）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築等を目指して、介護保険事業や高齢者保健福祉施策に取り組んできました。

2025（令和7）年が近づく中で、団塊ジュニア世代が65歳となる2040（令和22）年に向け、全国的に高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要になってきます。

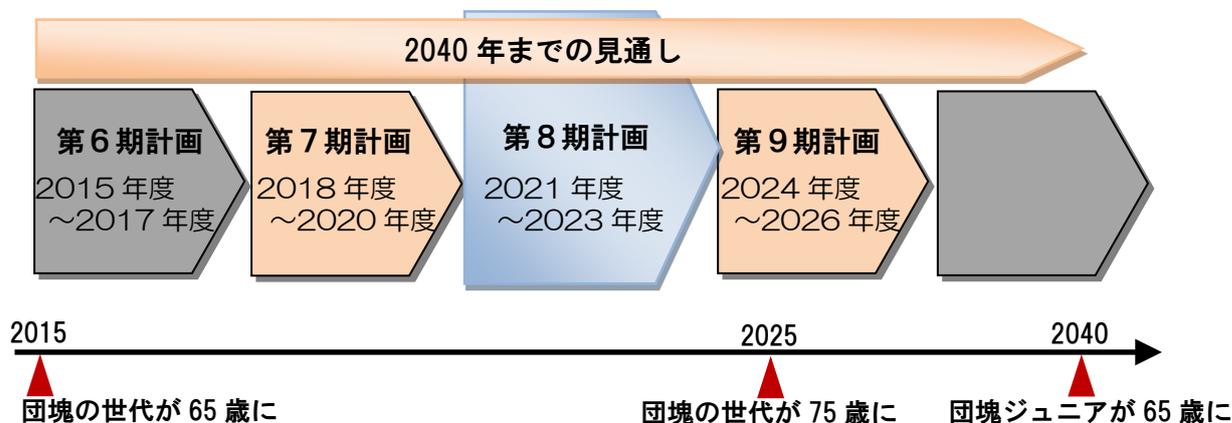
高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくためには、若い世代による支えだけではなく、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、その活力を地域の中で活かしていくことが重要であり、互いに支えあう「自助・互助・共助・公助」の考え方に立った、地域全体で支えあう仕組みづくりを推進していくことの重要性がさらに増しています。

本町では、これまでの地域包括ケアシステムの取組をさらに進め、高齢者を含めたより多くの町民が地域の中で主体的に活躍する地域包括ケアシステムの深化に向け、2040（令和22）年を見据えた計画として「第8期日高町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。

2. 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、高齢者福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体的な策定」が定められていることから、本計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間の第8期計画の計画期間とします。

第6期計画からは、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年を見据えた計画として取り組んできましたが、第8期計画となる本計画では、さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、中長期的な視野に立つて内容の充実と深化を図るための計画となります。

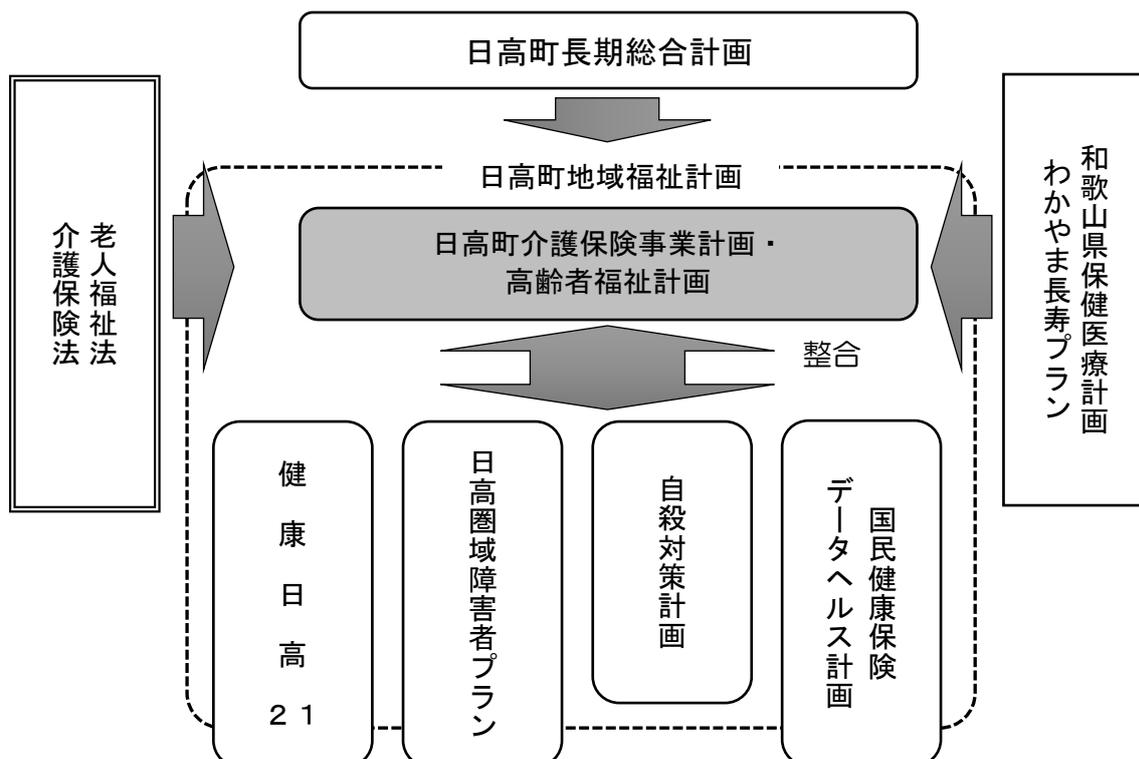


3. 計画の位置づけ

本計画は、日高町の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、団塊世代が後期高齢期を迎える2025（令和7）年、団塊ジュニアが高齢期を迎える2040（令和22）年の姿を視野に入れつつ、令和3年度から3年間の施策方針及び目標を定めるものです。

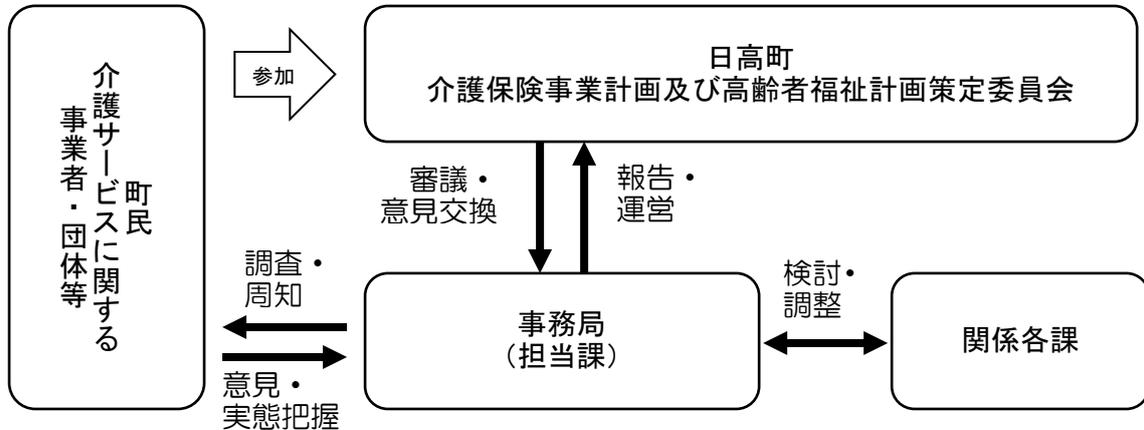
「日高町長期総合計画」を上位計画とした本計画は、長期総合計画の基本方針「健康で安心して暮らせるひだか」との調和を保ち、介護保険事業計画を内包する計画として位置づけられます。また、介護保険事業計画は、国の基本指針に基づいて、県の支援計画や日高町の上位計画等との整合を図りながら、介護給付等対象サービス提供体制の確保を定める計画です。

本計画は、2040（令和22）年を見据えた中長期的な展望のもと、第7期で取り組んできた地域包括ケアをさらに深化させ、地域共生社会の実現を目指して、在宅医療介護連携、介護予防・日常生活支援総合事業等の取組を包括的に構築していくものとなります。



4. 計画の策定

本計画の策定に際しては、保健・福祉・医療の関係者や介護サービス提供事業者、学識経験者、被保険者等の参画する「日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会」において、様々な事柄について審議及び意見交換を行います。



5. 国の基本指針のポイント

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

第8期計画では、2025・2040年を見据え、推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定。

- 基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨を記載
- 指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載。

<（参考）地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）改正の概要>

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

令和元年の健保法改正による改正後の介護保険法等により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、各市町村は介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努める。

介護予防と健康づくりの一体的実施を行うにあたっては、介護・医療・健診情報等の活用を含め、国民健康保険担当部局等と連携して取組を進めることが重要であり、後期高齢者医療広域連合等との連携方策を含めた一体的実施の在り方について具体的に定めることが重要。

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるにあたっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、町における設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を必要に応じて勘案することが必要。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるためには、これらの入居定員総数を踏まえることが重要。そのため、必要に応じて都道府県と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（介護付きホーム）への移行を促すことが望ましい。

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

（５）認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

認知症の人を地域で支えるために必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の状況を示すとともに、次に掲げる取組の各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定めることが重要。

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護保険事業の運営主体である市町村は、2025年及び2040年を見据えて、第8期に必要なサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、それらを基にサービスを提供するために必要となる介護人材の数等を推計することが重要。サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要。

そのため、必要となる介護人材の確保に向け、国や都道府県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を定めることが重要。

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を行うことが重要。

- 1 介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施すること
- 2 関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること
- 3 都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること

なお、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対策としても重要。

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第2章

高齢者を取り巻く状況

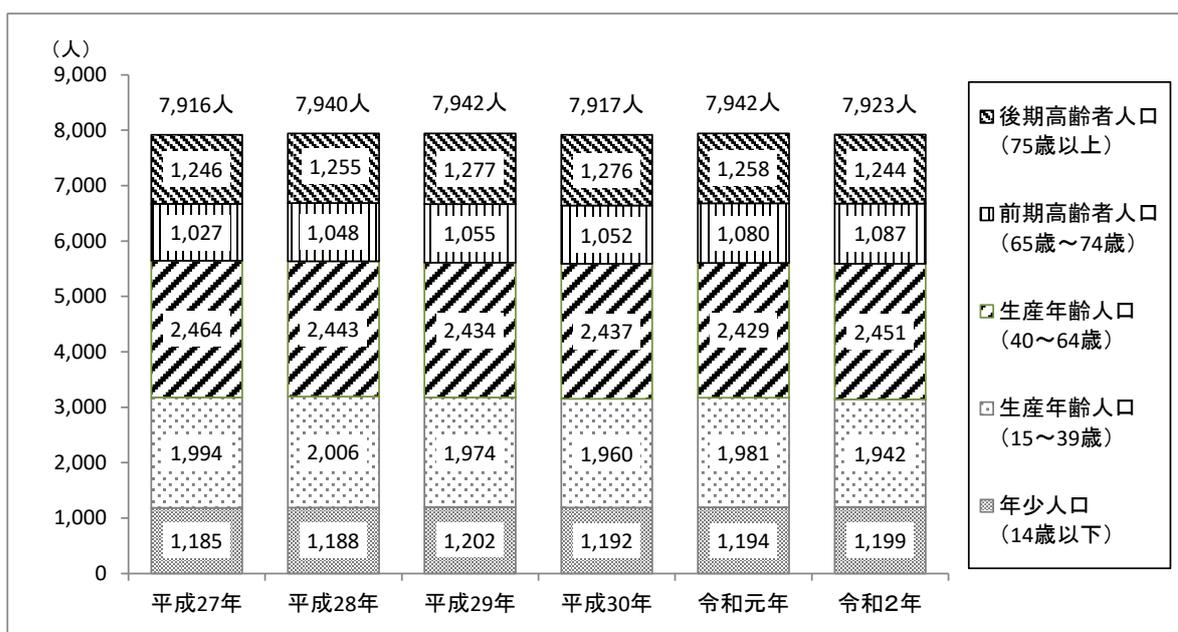
1. 人口の現状と動向

(1) 人口

日高町の人口の動きをみると、総人口はほぼ横ばいで推移しており、令和2年9月末日現在で7,923人となっています。

年齢構成をみると、15歳～64歳の生産年齢人口はやや減少していますが、高齢者人口は増加しており、特に65～74歳の前期高齢者人口が増加しています。

【日高町人口の推移】

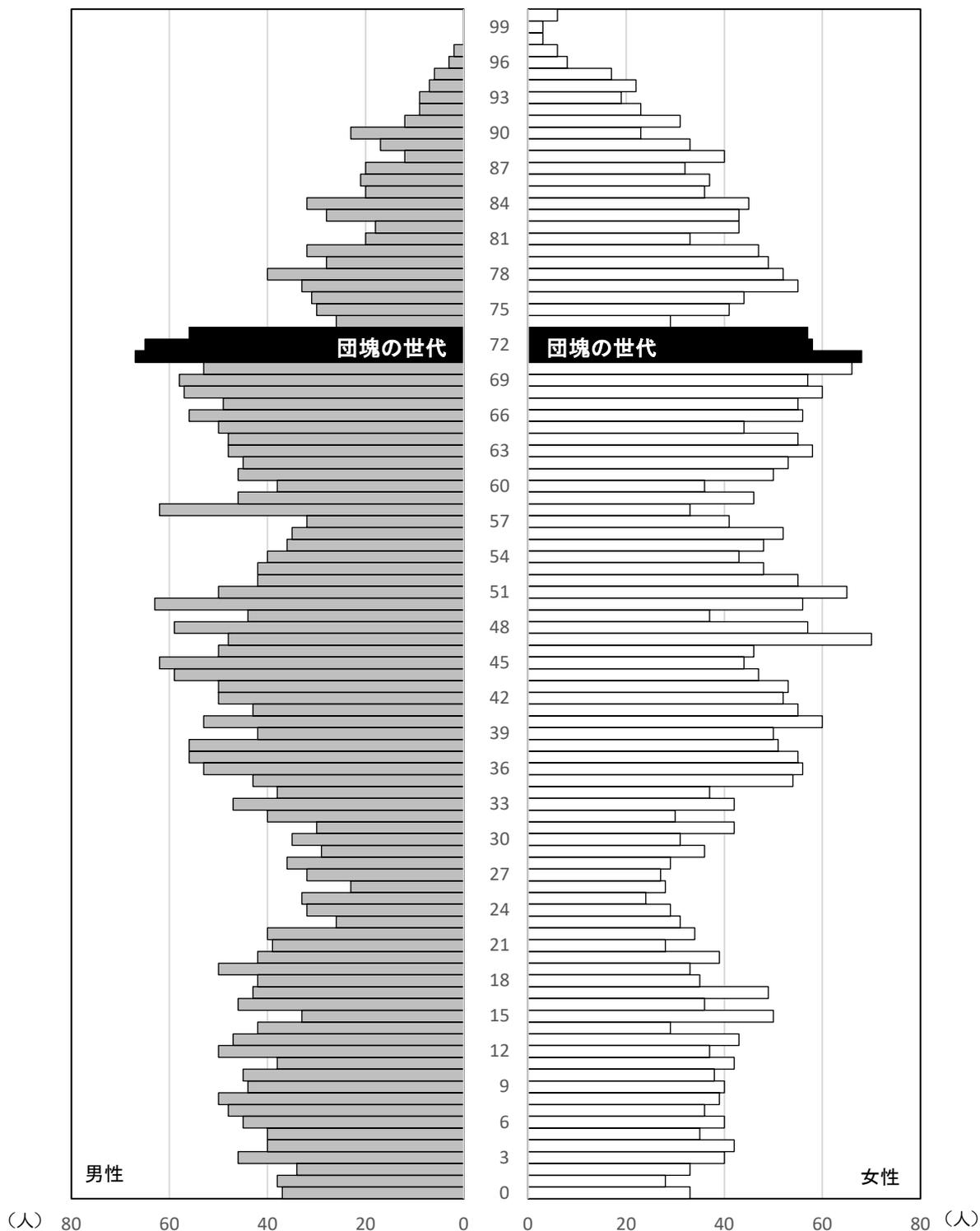


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	7,916人	7,940人	7,942人	7,917人	7,942人	7,923人
年少人口(14歳以下)	1,185人	1,188人	1,202人	1,192人	1,194人	1,199人
生産年齢人口(15歳～64歳)	4,458人	4,449人	4,408人	4,397人	4,410人	4,393人
15～39歳	1,994人	2,006人	1,974人	1,960人	1,981人	1,942人
40～64歳	2,464人	2,443人	2,434人	2,437人	2,429人	2,451人
40歳以上人口	4,737人	4,746人	4,766人	4,765人	4,767人	4,782人
40歳以上人口比率	59.8%	59.8%	60.0%	60.2%	60.0%	60.4%
高齢者人口	2,273人	2,303人	2,332人	2,328人	2,338人	2,331人
高齢化率	28.7%	29.0%	29.4%	29.4%	29.4%	29.4%
前期高齢者人口(65歳～74歳)	1,027人	1,048人	1,055人	1,052人	1,080人	1,087人
前期高齢者比率	13.0%	13.2%	13.3%	13.3%	13.6%	13.7%
後期高齢者人口(75歳以上)	1,246人	1,255人	1,277人	1,276人	1,258人	1,244人
後期高齢者比率	15.7%	15.8%	16.1%	16.1%	15.8%	15.7%

資料：住民基本台帳各年9月末日現在

(2) 人口構成

日高町の性別及び年齢階級別の人口をみると、全国的には男女ともに出生数の減少により裾野が狭い壺型になっていますが、日高町では釣り鐘型になっています。

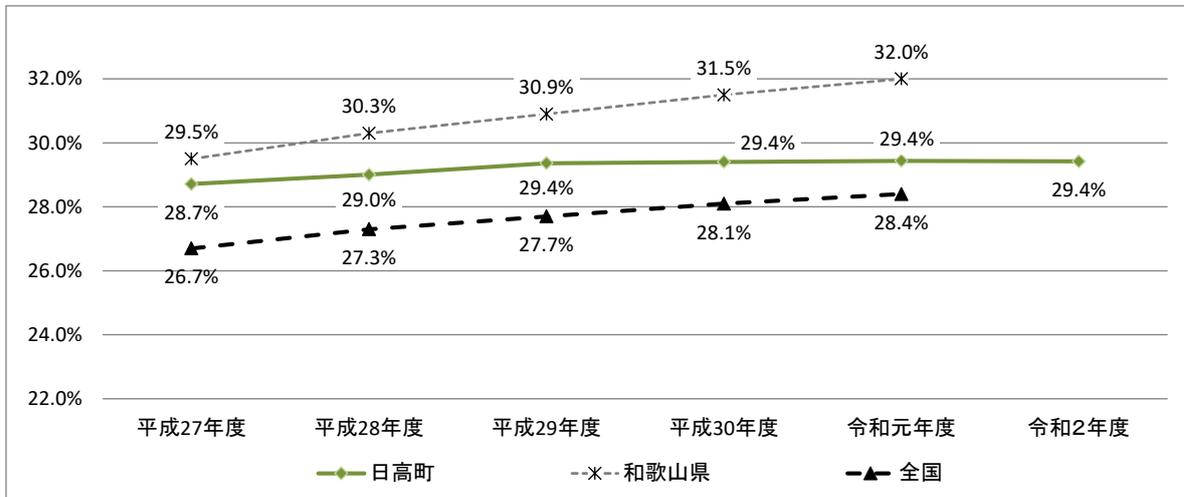


資料：住民基本台帳令和2年9月末日現在

(3) 高齢化率

高齢化率は上昇傾向にあり、全国に比べると高く推移していますが、和歌山県全体よりは低く、また、平成29年以降横ばいで推移しています。高齢化率は令和2年9月末日現在で29.4%になっています。

【高齢化率の推移】

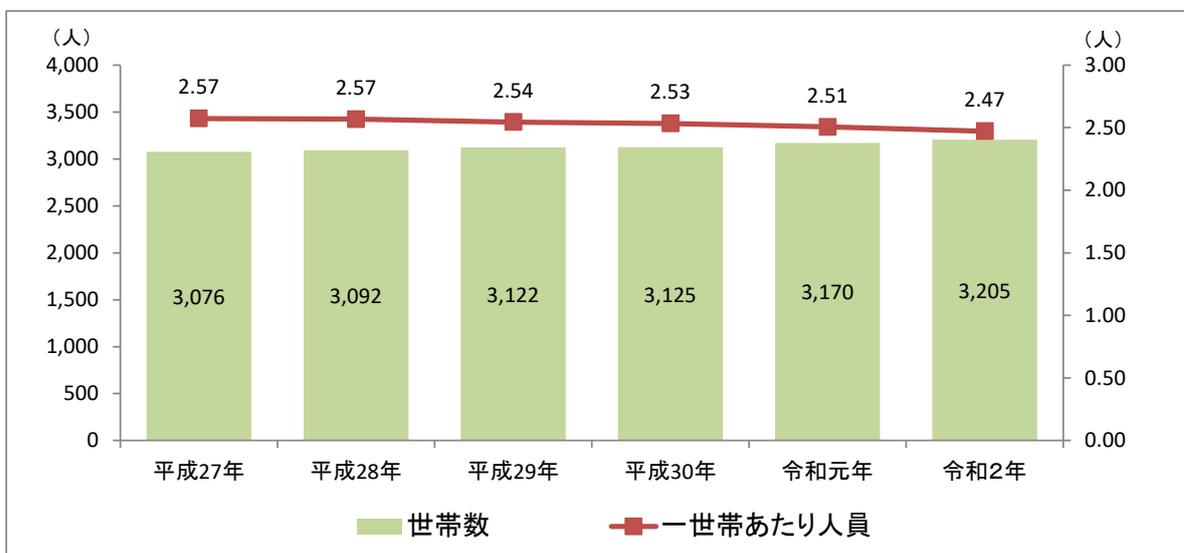


資料：和歌山県長寿社会課「和歌山県における高齢化の状況」県の値は各年1月1日

(4) 世帯数と一世帯あたり人員

世帯数は毎年増加しており、令和2年現在では3,205世帯となっています。人口はほぼ横ばいで推移していますが、世帯数が増加しているため一世帯あたり人員は減少しており、令和2年には一世帯あたり2.47人となっています。

【世帯数の推移】

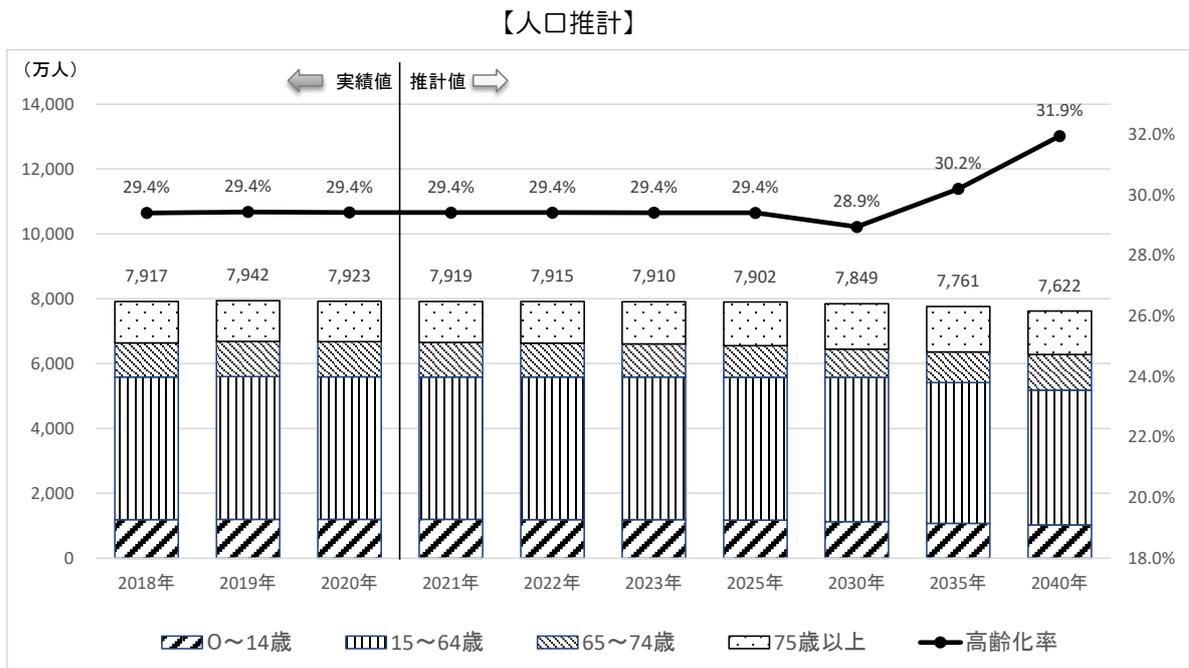


資料：住民基本台帳各年9月末日現在

(5) 計画期間の人口推計

人口推計は、「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に、住民基本台帳の2020（令和2）年9月値との乖離分を補正して求めています。

高齢者人口（65歳以上）は2020（令和2）年の2,331人から2023（令和5）年には2,327人へとわずかに減少しますが、高齢化率は2020（令和2）年以降、2025（令和7）年まで29.4%と横ばいで推移します。高齢者人口は2030（令和12）年まで減少しますが以降は増加に転じ、高齢化率は2040（令和22）年には31.9%まで上昇すると予測されています。



資料：2020年までは住民基本台帳、2021年以降は「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を2020（令和2）年9月のデータで補正

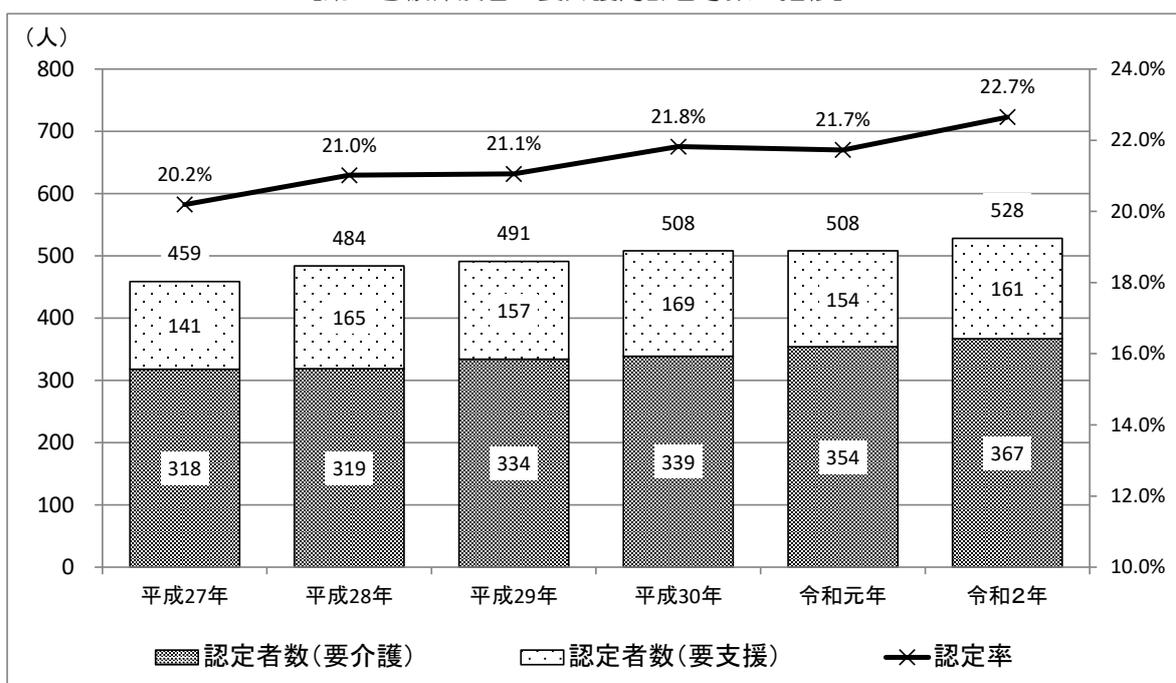
2. 高齢者の状況

(1) 要介護高齢者等

日高町の要支援・要介護者数の推移をみると、平成27年以降は増加傾向にあり、令和2年で528人となっています。要支援は160人前後で推移していますが、要介護認定者がゆるやかに増加しています。

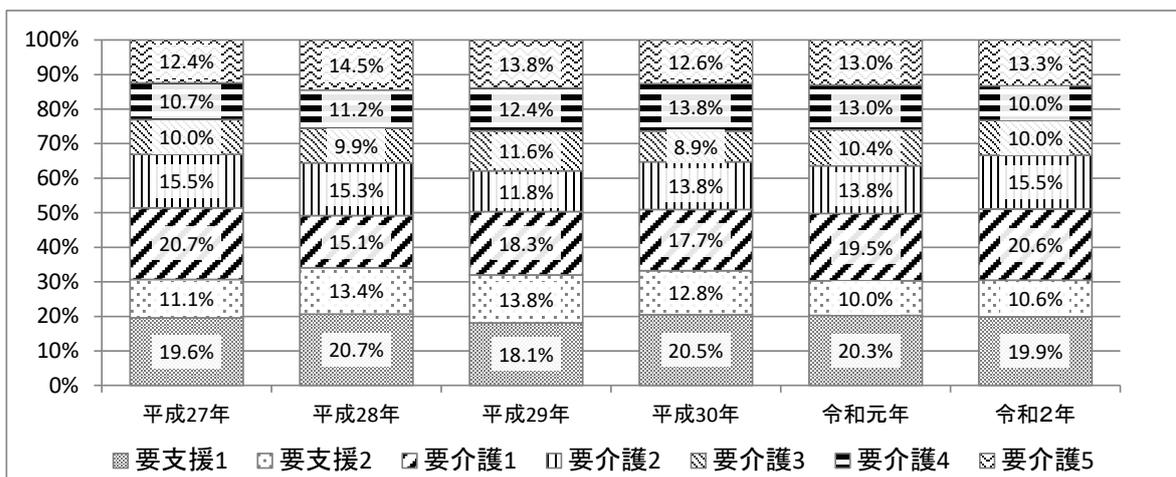
要介護・要支援の認定率は、やや増加傾向にあり、令和2年では22.7%となっています。

【第1号被保険者の要介護高齢者等数の推移】



要介護度別に推移をみると、どの要介護度もほぼ横ばいで推移しています。

【介護度別認定者割合の推移】



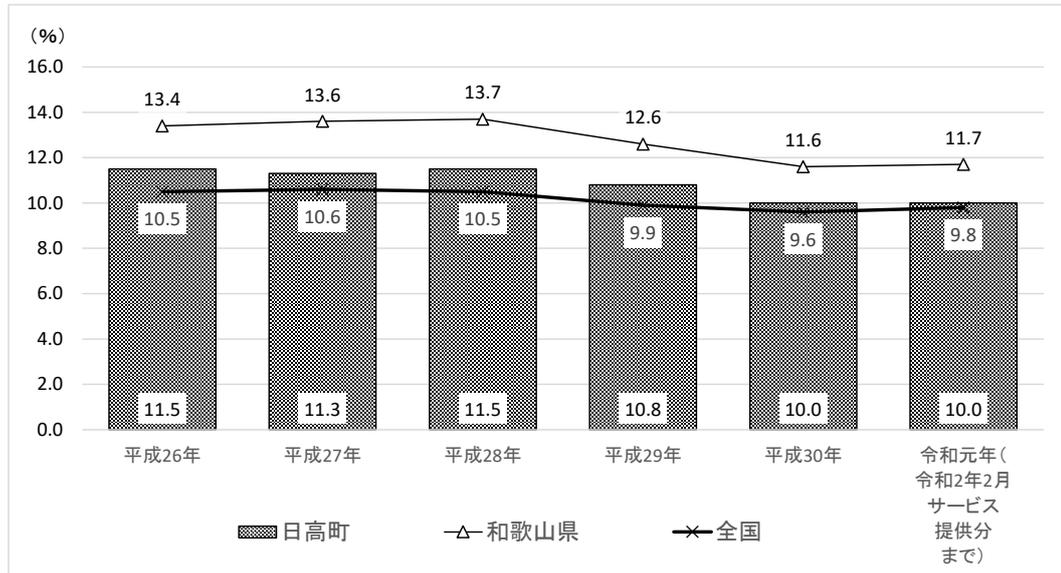
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

(2) 介護サービス受給率

■在宅サービス

訪問介護や通所介護などの在宅サービスの受給率をみると、和歌山県の受給率は全国や日高町より高くなっていますが、日高町は全国の動向とほぼ同じように推移しており、平成30年以降は10.0%で推移しています。

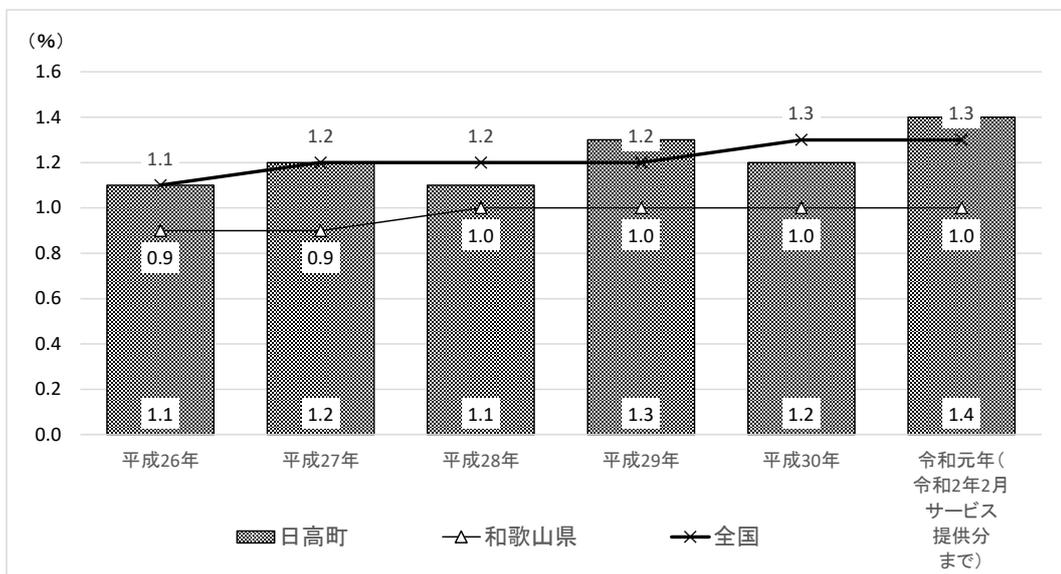
【在宅サービス受給率】



■居住系サービス

特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護などの居住系サービスの受給率をみると、日高町はわずかに増加傾向にあり、令和2年2月時点では1.4%となっています。

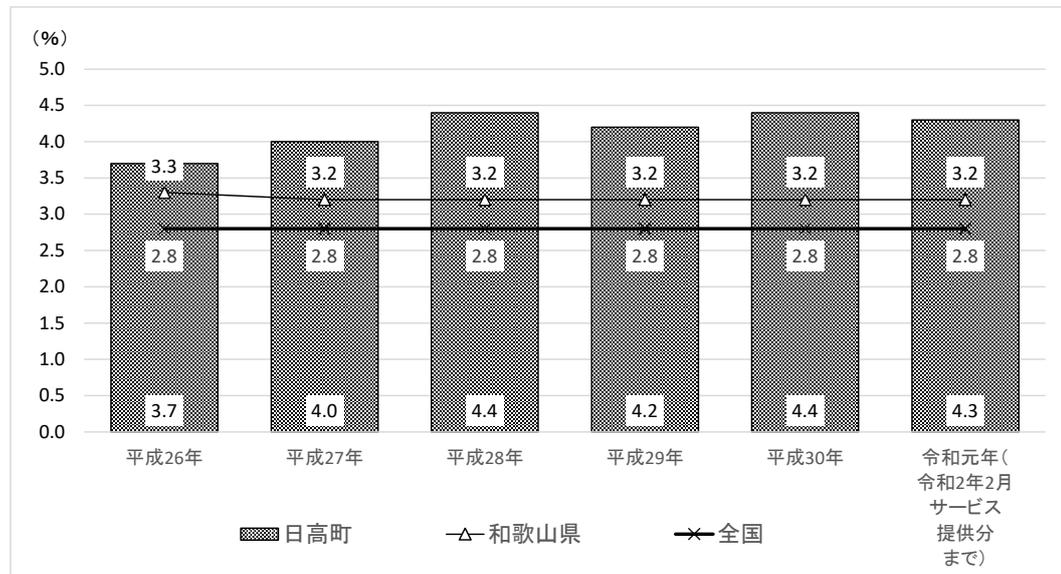
【居住系サービス受給率】



■施設サービス

介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービスの受給率をみると、日高町は和歌山県や全国より高く、平成27年以降は4%台で推移しています。

【施設サービス受給率】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(3) 第1号被保険者1人あたり給付月額

■在宅サービス

在宅サービスの第1号被保険者1人あたり給付月額をみると、和歌山県の給付月額は全国や日高町より高く1万4千円台で推移しています。日高町は全国よりわずかに高く推移しており、令和元年度では11,639円となっています。

(円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日高町	11,790	11,686	12,385	11,638	11,639
和歌山県	14,667	14,752	14,583	14,145	14,418
全国	11,282	11,295	11,320	11,275	11,578

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

■施設及び居住系サービス

施設及び居宅系サービスの1人あたり給付月額をみると、全国や和歌山県はわずかな増加傾向を示していますが、日高町は増加幅が大きく、平成27年度で全国より2,072円高くなっていましたが、令和元年度では3,752円高く14,196円となっています。

(円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
日高町	11,851	12,177	12,950	13,571	14,196
和歌山県	10,201	10,114	10,313	10,541	10,786
全国	9,779	9,709	9,912	10,165	10,444

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

■施設サービス

施設サービスの1人あたり給付月額をみると、日高町は全国や和歌山県に比べて高く、令和元年度で11,691円となっており、全国との差は3,969円となっています。

(円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
日高町	10,095	10,223	10,668	11,353	11,691
和歌山県	8,203	8,058	8,141	8,295	8,488
全国	7,372	7,284	7,368	7,530	7,722

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

3. アンケート調査結果の概要

「第8期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の策定に向け、高齢者の方などの生活状況や支援サービスの必要性等を把握するための基礎調査を、令和2年1月～2月にかけて実施しました。

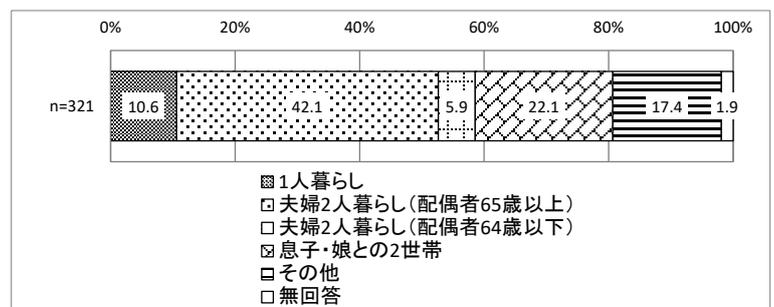
対象	配布数	有効回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	400 票	321 票	80.3%
在宅介護実態調査	107 票	107 票	100.0%

(1) 日常生活圏域ニーズ調査について

①対象者プロフィール

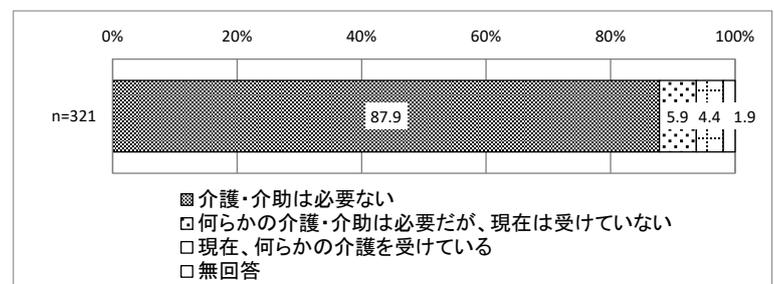
■家族構成

家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が42.1%と約4割を占めて最も多くなっています。次いで、「息子・娘との2世帯」が22.1%で続いています。



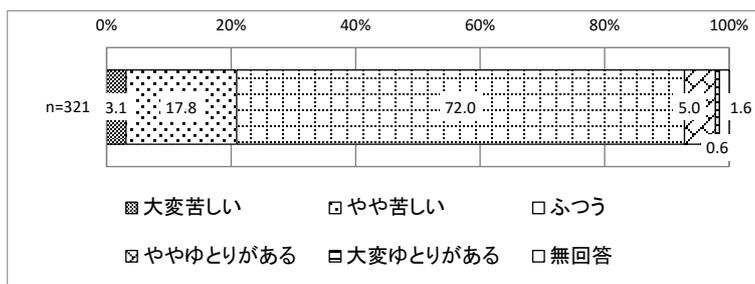
■介護・介助の状況

日常生活における介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が87.9%となっており、9割近くは必要ないとの回答になっています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は5.9%、「現在、何らかの介護を受けている」は4.4%でした。



■経済状況

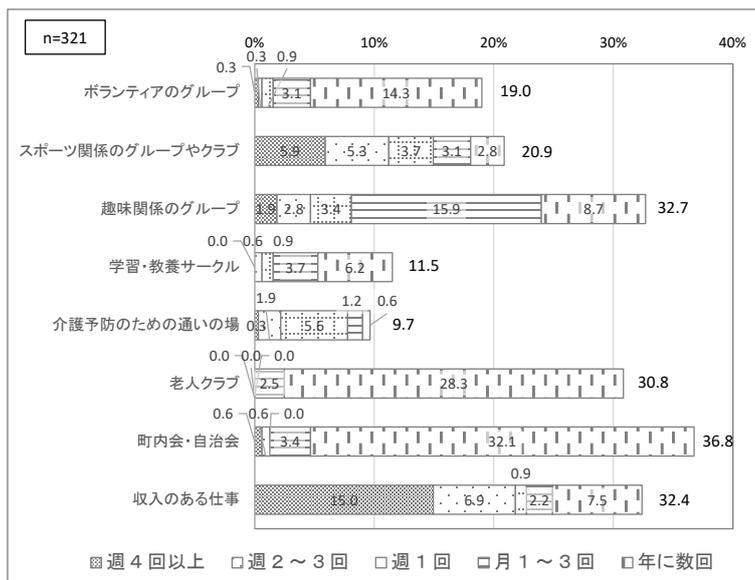
現在の経済状況をみると、「ふつう」が72.0%と7割以上を占めています。「大変苦しい」が3.1%、「やや苦しい」が17.8%となっており、この両者を合わせた『苦しい』との回答は20.9%と5人に1人の割合になっています。



②地域での会・グループ等の活動

地域でのグループ等の活動について、年に数回以上参加している割合をみると、最も多いのは“町内会・自治会”で36.8%となっています。次いで、“趣味関係のグループ”（32.7%）、“収入のある仕事”（32.4%）と続いています。“町内会・自治会”は「年に数回」が32.1%と最も多くなっています。

「週4回以上」が最も多いのは、“収入のある仕事”で15.0%、次いで“スポーツ関係のグループやクラブ”が5.9%で続いています。

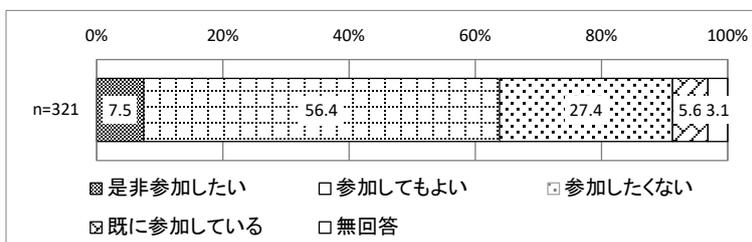


③地域でのグループ活動等の参加意向

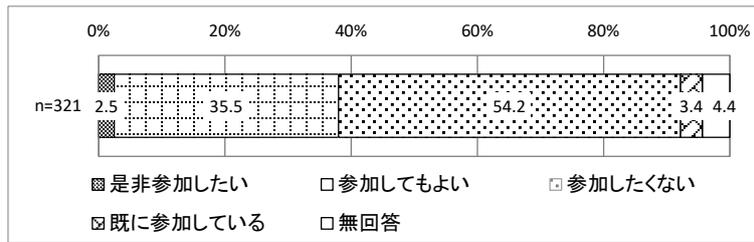
地域づくりの活動に参加者として参加してみたいかについては、「是非参加したい」が7.5%、「参加してもよい」が56.4%となっており、「既に参加している」の5.6%を合わせると69.5%と約7割に参加の意向があります。

企画・運営としての参加意向については、「是非参加したい」が2.5%、「参加してもよい」が35.5%となっており、「既に参加している」の3.4%を合わせると41.4%と、企画・運営としての参加意向は約4割になっています。

<参加者としての参加意向>



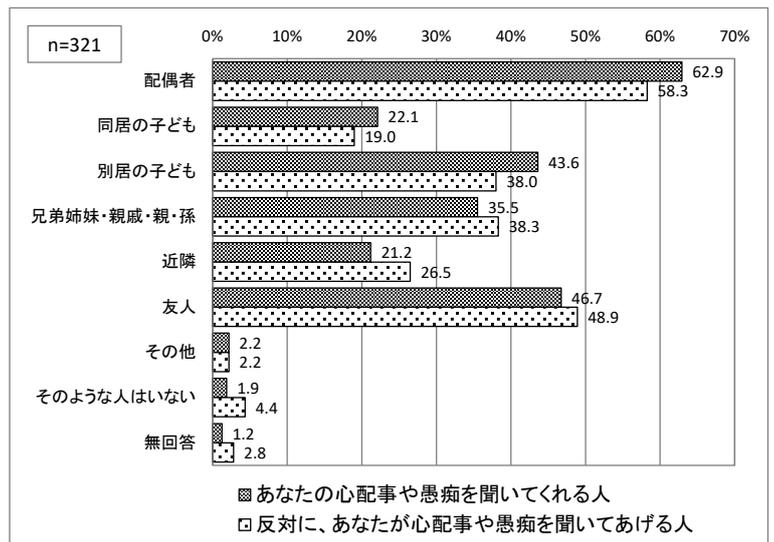
<企画・運営（お世話役）としての参加意向>



④心配事や愚痴の話し相手

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が62.9%で最も多く、次いで「友人」が46.7%となっています。「別居の子ども」が43.6%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が35.5%で続いています。

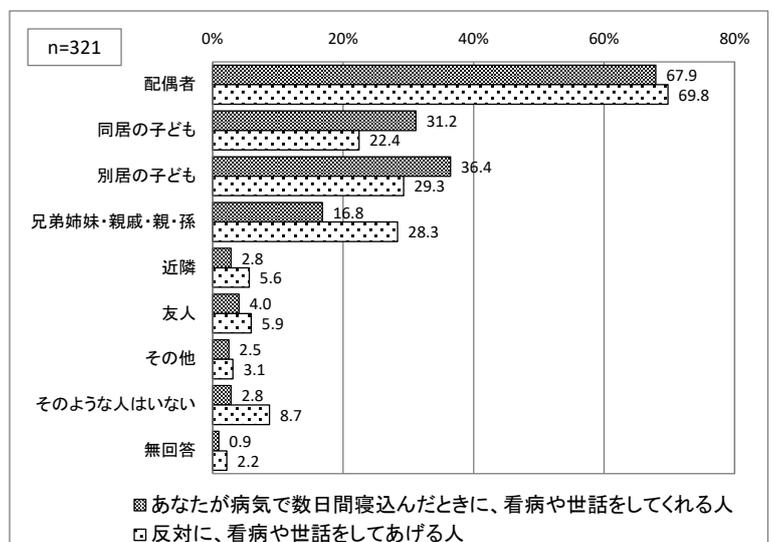
あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人は、「配偶者」が58.3%で最も多く、次いで「友人」が48.9%となっています。「兄弟姉妹・親戚・親・孫」と「別居の子ども」がそれぞれ30%台で続いています。



⑤病気の際の看病や世話

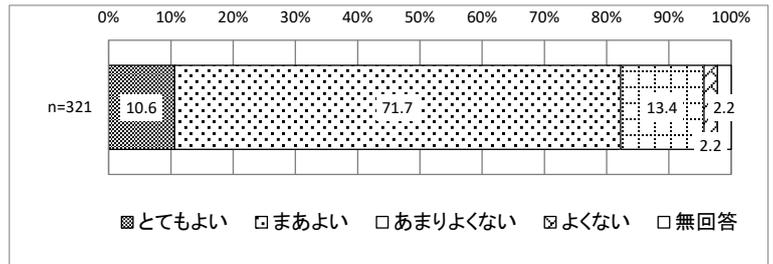
看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が67.9%で最も多く、次いで「別居の子ども」が36.4%、「同居の子ども」が31.2%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が16.8%で続いています。

看病や世話をしてあげる人は、「配偶者」が69.8%で最も多く、次いで「別居の子ども」が29.3%となっています。また、「そのような人はいない」が8.7%となっています。



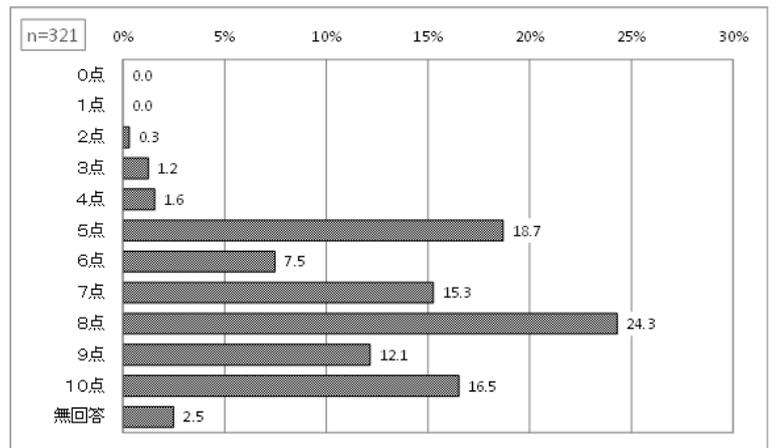
⑥健康状態

健康状態は、「とてもよい」が10.6%、「まあよい」が71.7%となっており、この両者を合わせた『健康状態は良い』との回答は82.3%と8割以上になっています。一方、「あまりよくない」は13.4%、「よくない」は2.2%でした。



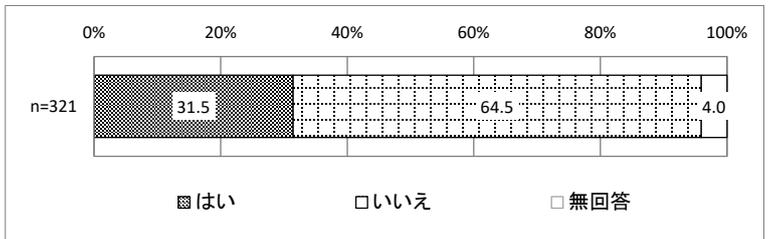
⑦幸福度

現在の幸せの程度を0点から10点までで自己採点していただいたところ、「8点」が最も多く24.3%となっています。次いで「5点」が18.7%、「10点」が16.5%、「7点」が15.3%、「9点」が12.1%と7点以上が多くなっており、平均点は7.43点となっています。



⑧認知症に関する相談窓口の認知度

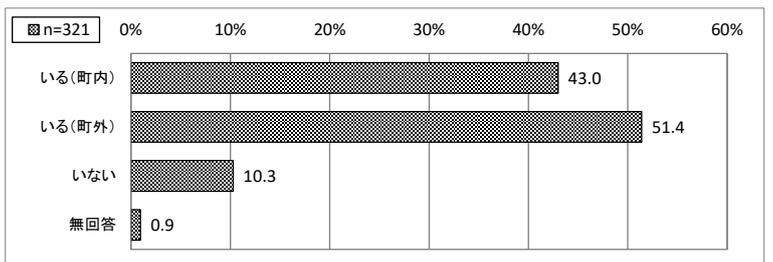
認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が31.5%と約3割になっています。「いいえ」は64.5%でした。



⑨かかりつけ医

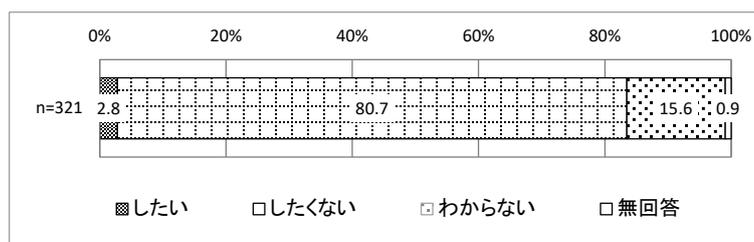
本設問以降は、町が独自に設定した調査項目です。

まず、かかりつけ医については、「いる(町外)」が51.4%と半数以上になっており、「いる(町内)」は43.0%となっています。一方、「いない」は10.3%と約1割になっています。



⑩延命治療

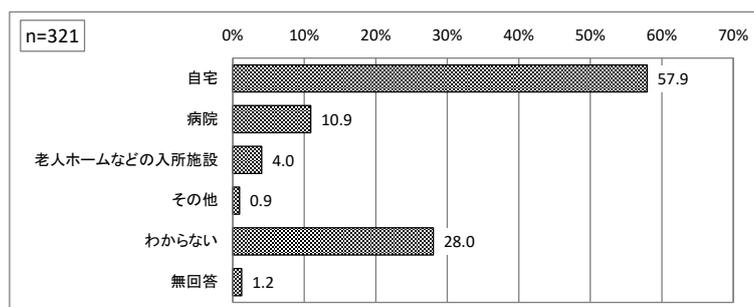
延命治療については、「したい」が2.8%、「したくない」が80.7%となっています。「わからない」は15.6%でした。



⑪人生の最期を迎えたい場所

人生の最後を迎えたい場所については、「自宅」が57.9%で最も多くなっています。

「わからない」は28.0%でした。

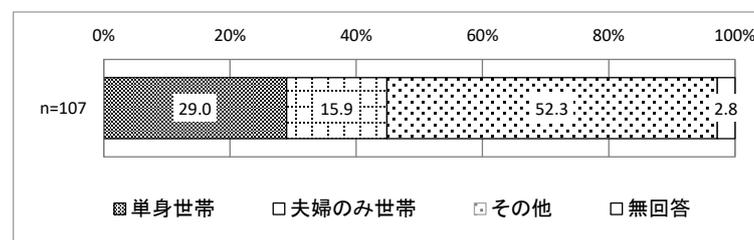


(2) 在宅介護実態調査について

①対象者プロフィール

■世帯類型

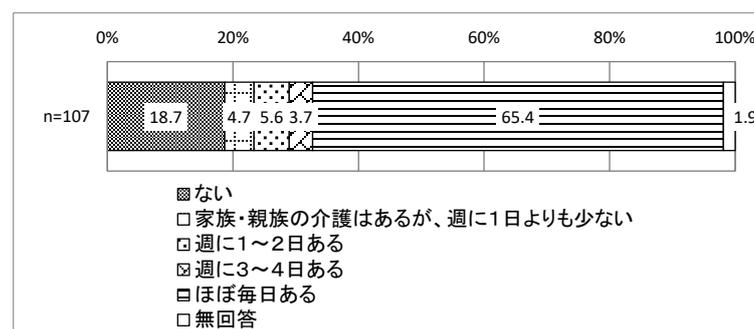
世帯類型をみると、「その他」が52.3%で最も多く、次いで「単身世帯」が29.0%、「夫婦のみ世帯」が15.9%となっています。



■介護の状況

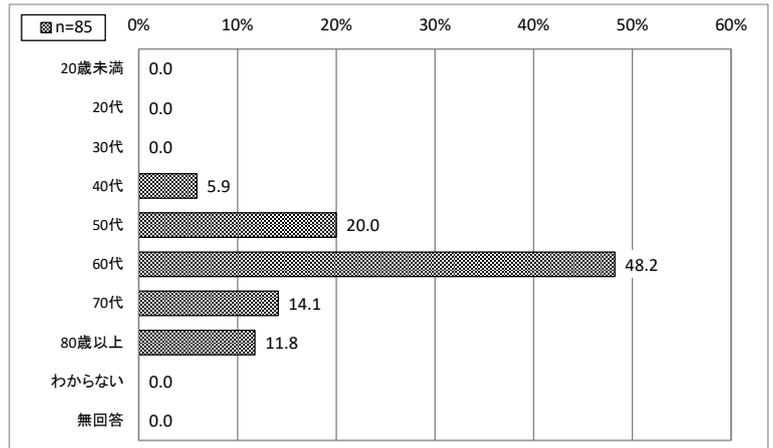
家族や親族からの介護の状況を見ると、「ほぼ毎日ある」が65.4%で最も多く、次いで「ない」が18.7%となっています。

『ある』（「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」～「ほぼ毎日ある」の合計）は79.4%と約8割となっています。



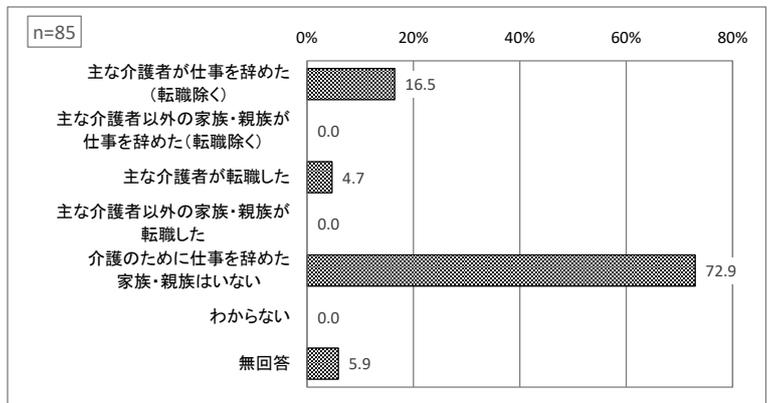
■主な介護者の年齢

主な介護者の年齢をみると、「60代」が48.2%と半数近くで最も多くなっており、次いで「50代」が20.0%、「70代」が14.1%、「80歳以上」が11.8%で続いています。



②介護による離職状況

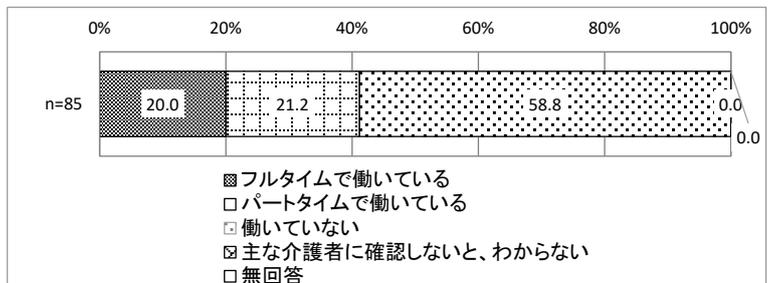
過去1年の間に介護を主な理由として仕事を辞めた家族や親族の有無をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が72.9%で最も多くなっています。「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は16.5%でした。



③主な介護者の就労状況

主な介護者の現在の勤務形態をみると、「フルタイムで働いている」が20.0%、「パートタイムで働いている」が21.2%となっており、この2つを合わせた『働いている』は41.2%となっています。

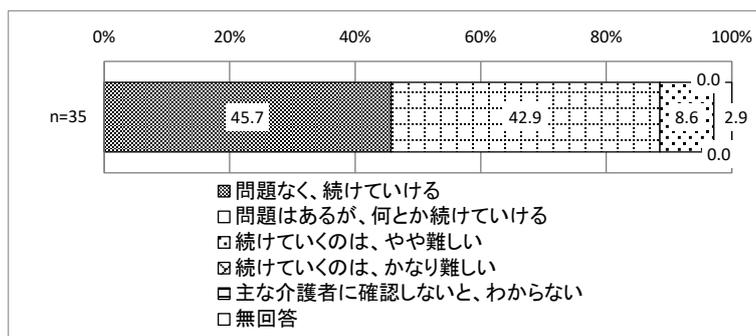
一方、「働いていない」は58.8%と働いている方より多くなっています。



④仕事と介護の継続

現在、主な介護者が働いている方に、今後も働きながら介護を続けていくことができると思うかを聞いたところ、「問題なく、続けていける」が45.7%で最も多く、「問題はあるが、何とか続けていける」(42.9%)と合わせた『続けていける』は88.6%となっています。

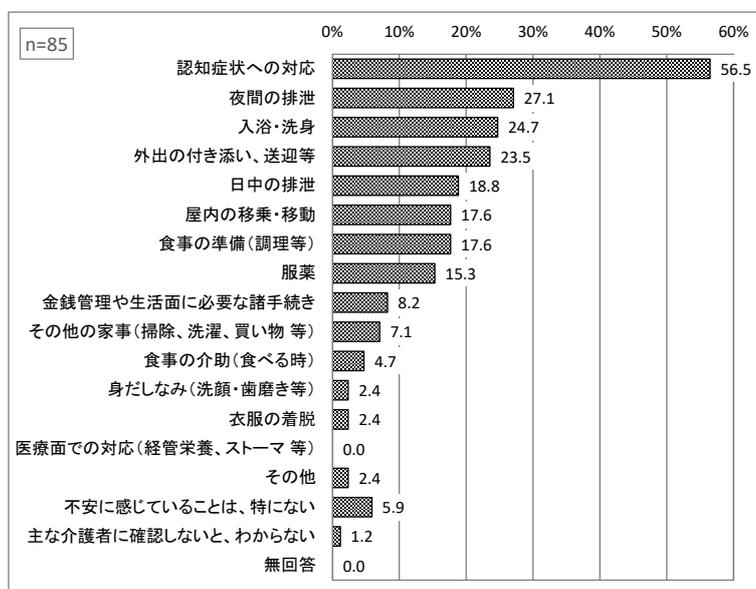
一方で、「続けていくのは、やや難しい」が8.6%、「続けていくのは、かなり難しい」は0%でした。



⑤不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護等をみると、「認知症状への対応」が56.5%と半数以上で最も多くなっています。次いで「夜間の排泄」が27.1%、「入浴・洗身」が24.7%、「外出の付き添い、送迎等」が23.5%が続いています。

一方、「不安を感じていることは、特にない」は5.9%となっています。



第3章

第7期事業の進捗状況

日高町では、平成30年3月に「第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定し、以下の基本理念と基本目標を設定し、施策並びに事業を推進してきました。

ここでは「第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」における主な取組に対する施策の達成状況を評価し、第7期を振り返りました。

この資料を基に、2025・2040年を見据えた上で、今後3年間（令和3年度～5年度）に取り組むべき内容を整理し、計画策定に結び付けていきます。

<基本理念>

人のぬくもり 誰もが感じる 日高町

<基本目標>

目標1 介護予防と心身の元気づくりの推進

健康づくり事業と連携し、地域包括支援センターにおいて、地域支援事業による高齢者を対象とした介護予防事業を一層推進するとともに、包括的支援事業・任意事業により、高齢者やその家族を多様な面から支援する体制の充実を図ります。

そして、元気な高齢者を地域に活かす仕組みづくりなど、高齢者を支え、高齢者が活躍する場のさらなる拡充を目指します。

目標2 ぬくもりのある地域づくりの推進

高齢者が安心して地域で暮らしていけるように、地域包括ケアシステムの拡充に向けて、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実や高齢者を支えるネットワークを生かした支援体制をさらに推進していきます。

高齢者やその家族が地域で安心して快適に暮らし続けることができるよう、まちづくりや安心・安全対策を推進します。

目標3 介護保険事業の推進

制度改正に対応した介護保険サービスはもとより、引き続き予防重視型の介護保険サービス、地域の実情にあわせた介護保険サービスの推進を図ります。

また、高齢者と地域が介護保険に関する理解をさらに深めるとともに、介護保険事業の適切な運用を目指します。

1. 介護予防と心身の元気づくりの推進

<1>健康づくりの支援

(1) 疾病予防、健康支援

① 健康手帳の交付

<進捗状況>

平成29年度から、自らの健康管理と適切な医療を受けることを目的に、40歳を迎える方を対象に、健康手帳を肝炎ウイルス検診の案内に同封し郵送しました。

<利用実績>

項目名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付者数	人	97	104	97

② 健康教育

<進捗状況>

生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及や動機付け、重症化予防を目的に、集団健康教室や老人クラブ健康教室を実施しました。

<利用実績>

項目名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	回	19	18	15
参加者数	人	261	217	145

<問題点・課題>

健康教室の実施について、評価指導を設定し、事業を実施していく必要があります。

③ 健康相談

<進捗状況>

心身の健康に関わる個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭で健康管理ができるよう健康相談を実施しました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催回数	回	9	8	7
参加者数	人	145	146	114

<問題点・課題>

ふれあいまつりでの健康相談の実施については、食生活改善推進協議会、国保連合会等、関係団体と協力し、専門スタッフを確保する必要があります。

④ 健康診査事業

<進捗状況>

特定健診、歯周疾患検診の対象者には、個別受診勧奨を行っています。特定健診は集団健診を6月～12月、個別健診を6月～3月に実施しました。

後期高齢者健診は、個別実施に加え、平成30年度から集団健診を実施しています。歯周疾患健診は6月～3月に個別医療機関で実施しています。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
特定健診受診者数	人	554	611	600	
特定健診受診者数受診率	%	39.7	43.9	43.6	
特定保健指導	積極的支援	人	4	8	7
	動機づけ支援	人	29	33	28
後期高齢者健診	人	94	183	195	
歯周疾患検診	人	60	67	55	
歯周疾患検診受診率	%	15	16	12	
肝炎ウイルス検診	B型	人	41	43	26
	C型	人	41	43	26

<問題点・課題>

健診受診者数は特定、後期健診では増加傾向ですが、目標に達していません。受診者数増加に向け、検討していく必要があります。

⑤ がん検診

<進捗状況>

がんの早期発見を目的に集団検診の実施及び子宮頸がん検診・乳がん検診については個別検診として医療機関で実施しました。対象者には年度当初に受診案内を個別に送付し、受診勧奨を行いました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
胃がん検診	人	327	316	319
肺がん検診	人	696	690	663
大腸がん検診	人	543	552	573
子宮がん検診	人	425	447	468
乳がん検診	人	451	451	473

⑥ 訪問指導

<進捗状況>

保健指導が必要な方に対し、適切な医療を受け、健康の保持増進につなげるために、保健師が訪問し健康に関する必要な指導を行いました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問指導	人	40	32	24

⑦ 感染症予防

<進捗状況>

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者へのインフルエンザワクチン接種が勧められ、接種してもらいやすいよう接種費用を全額助成しました。成人用肺炎球菌については、令和元年度から5年間経過措置が延長され、引き続き接種勧奨を行い、接種費用の助成を行っています。

インフルエンザについては、65%前後の接種率で推移しており、成人用肺炎球菌については、平成30年度までは、50%前後で推移しています。

<利用実績>

項目名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
インフルエンザワクチン接種	人	1,491	1,512	1,542
成人用肺炎球菌ワクチン接種	人	278	246	109

(2) 健康づくり活動

① 住民の自主的な健康づくり活動の支援

<進捗状況>

健康推進員は、町民一人ひとりが健康を意識し、家族、地域へと健康づくりの輪が広がるよう支援してきました。

食生活改善推進員は、会員相互の親睦と資質の向上を図り、地域における食生活改善を推進し、町民の健康増進を図るため、幼児から中学生に対する生活習慣病予防教室や、ふれあいまつりにおける減塩推進の活動を実施しました。

<利用実績>

■健康推進員

項目名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
推進員数	人	13	17	17

■食生活改善推進員

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
会員数	人	22	24	21
事業実施回数	回	14	12	11

②「健康日高21」に基づく健康づくり活動の推進

<進捗状況>

「健康日高21」（第2次）に基づき、管内市町と共同で健康づくり事業に取り組み、健康ヘルスポイント事業の商工会との連携、たばこ対策や健康ウォーキングなど町民の健康づくり事業に取り組みました。

<2>地域支援事業による介護予防の推進

(1) 日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

1) 通所型サービス

<進捗状況>

自立支援と重度化防止を目指し、質の高い介護サービス、ケアマネジメントに取り組みました。

<問題点・課題>

緩和型サービスに参入できる事業所がない状態です。

2) 訪問型サービス

<進捗状況>

自立支援と重度化防止を目指し、質の高い介護サービス、ケアマネジメントに取り組みました。

<問題点・課題>

緩和型サービスに参加できる事業所がない状態です。

3) 介護予防ケアマネジメント事業

<進捗状況>

高齢者の自立支援に基づいた目標設定を行い、適切なケアマネジメントを行いました。アセスメントから導き出した課題を整理し、目標設定を行うことができました。

② 一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

<進捗状況>

- ・運動器機能向上教室（1クール12回×3クール）

※平成28年度までは口腔機能向上教室、栄養改善教室も開催していましたが、平成29年度から運動器機能向上教室に組み込んで一体的に実施しています。

- ・認知症予防教室（1クール12回×3クール）
- ・いきいき百歳体操立ち上げ（町内5グループ）

<利用実績>

項目名		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運動器の機能向上	実人数	人	28	29	27
	延べ人数	人	38	41	33
認知症予防教室	実人数	人	21	26	21
	延べ人数	人	27	34	31

<問題点・課題>

高齢者においては移動手段に問題があり、自分で歩いていける身近な場所での運動の機会を増やしていく必要があります。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの設置・運営

1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

<進捗状況>

医療と介護、保健、福祉等、総合的に相談できるよう連携を取りながら対応を行い、権利擁護の視点に基づく支援を行いました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者の総合相談事業	件	102	203	102
高齢者の権利擁護に関する対応件数	件	2	1	2

<問題点・課題>

複雑な内容の困難ケースがほとんどであるため、解決するまでに時間が必要となります。

2) 成年後見制度等利用支援事業

<進捗状況>

成年後見制度の啓発・利用促進を行い、成年後見申し立て支援や成年後見制度等利用支援事業の情報提供を行いました。これまで公費負担の利用者はありません。

<問題点・課題>

成年後見制度の理解について、啓発を継続していく必要があります。

3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<進捗状況>

ケアマネジャーからの困難ケースなどの相談に応じ、適切なアドバイスを行いました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相談件数	件	6	6	2

<問題点・課題>

困難ケースが複雑多様化しているため、課題解決に必要なコーディネートが求められます。

(3) 任意事業**① 介護保険家族等介護用品支給事業**<進捗状況>

在宅要介護高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減するため、支給要件を満たしている非課税世帯に紙おむつ等購入助成券を支給しました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
紙おむつ支給事業	人	18	20	16

<問題点・課題>

町内の取扱い店舗が少なく、購入指定は町内の2か所としています。

② 徘徊高齢者位置探索サービス事業<進捗状況>

町内に住所を有し、かつ当町の被保険者であって要介護または要支援の認定があり、徘徊行動が見受けられる高齢者を在宅で介護する家族に対してGPS端末の貸し出しを行いました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	人	5	4	3

<問題点・課題>

GPS 端末の装着に苦勞されているようで、GPS 端末を破棄される可能性もあり、管理が課題となっています。

③ 見守りサービス事業

<進捗状況>

配食サービス事業を活用して、定期的な利用者の安否確認を行いました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	人	45	42	38
利用者数	人	4,414	4,031	3,628
実施日数	日	256	256	263

2. ぬくもりのある地域づくりの推進

<1>生活を支える福祉サービスの推進

(1) 地域包括支援センターを中心にした地域ケア体制の拡充

① 地域包括ケア体制づくりの取組

1) 医療サービスとの連携

<進捗状況>

医療と介護の連携推進事業を日高在宅医療サポートセンターに委託し、8つの事業についてサポートセンターと連携しながら進め、多職種参加の研修会の開催や在宅療養パンフレットを作成しました。

また、医療機関と連携を図りながら、適切な介護サービスの利用につなげました。

<問題点・課題>

医療機関との連携を密にし、在宅療養のサポートが必要です。

2) 新しい地域密着型サービスの導入の検討

<進捗状況>

事業所がないため、導入の検討をしていません。

3) 認知症総合支援事業の推進

<進捗状況>

認知症に関する相談に応じ、医療機関やケアマネジャーにつなげています。認知症サポーター養成講座の開催、認知症ケアパスの内容見直しなどを行いました。

<問題点・課題>

認知症高齢者の把握が十分にできていない点が課題です。

② 相談体制の充実

<進捗状況>

高齢者宅を訪問し、チラシ配布、広報等により相談窓口の周知を行いました。医療と介護、保健、福祉等、総合的に相談できるよう連携を取りながら対応しました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総合相談件数	件	102	203	102

<問題点・課題>

相談窓口の周知と相談しやすい環境づくりが必要です。

③ 関係機関とのネットワークづくり

<進捗状況>

介護事業所等の関係機関が集まる、地域ケア会議を開催し、研修会や事例検討等を行い意見交換を行いました。

<問題点・課題>

地域ケア会議などを通じて、地域包括支援ネットワークを構築していくことが課題です。

(2) 自立を支援するサービス

① 生活管理指導員派遣

<進捗状況>

平成29年4月より要介護認定を受け「非該当」と認定された方が利用となりました。在宅で生活していくために、必要なサービスを提供することで、在宅生活を維持することができました。

<利用実績>

項目名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活管理指導員派遣訪問介護	人	1	1	0
	延べ回数	44	4	0

<問題点・課題>

サービス内容は、介護保険の訪問介護の支援内容のみに変更になりました。

② 生活管理指導短期入所

<進捗状況>

概ね65歳以上の要介護認定で自立または要支援と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要で虐待が疑われるケースなど、急を要する事案により利用しました。

<利用実績>

項目名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活管理指導短期入所	人	1	0	0
	日	43	0	0

③ 生きがい活動支援通所事業

<進捗状況>

閉じこもりを予防し、人との交流の機会や運動の機会を持つことができました。

④ 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

平成30年度で廃止となりました。

⑤ 居宅改修補助事業

<進捗状況>

利用実績はありませんでした。

(3) ひとり暮らし等を支援するサービス

① 緊急通報装置設置

<進捗状況>

概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは障害者のみの世帯に緊急通報装置を設置しています。

<利用実績>

項目名		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
緊急通報装置設置	新規	件	7	4	3
	延	件	77	72	65
	廃止	件	11	9	10

(4) 介護保険以外の施設サービス

① 養護老人ホーム

<進捗状況>

独居高齢者であって、経済的理由、判断能力が乏しい等の事情により居宅での生活が困難である方を措置しています。

<利用実績>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養護老人ホーム入所者	人	10	9	10

<2> 高齢者の元気づくりの推進

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

① 生涯学習活動・スポーツ・レクリエーション活動

<進捗状況>

平成 29 年度、平成 30 年度にはゲートボール大会を 2 回、グラウンドゴルフ大会を 1 回実施しました。

令和元年度はゲートボール大会を 1 回、グラウンドゴルフ大会を 1 回実施しました。(新型コロナウイルスの影響により、年度末のゲートボール大会は中止としました。)

<実施状況>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ゲートボール大会	回	2	2	1
グラウンドゴルフ大会	回	1	1	1

② 老人クラブなどの育成・補助

<進捗状況>

各単位クラブの活動費・町老人クラブ連合会の運営費等への補助を行い、老人クラブ連合会主催によるペタンク大会、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会を開催しました。

また、市町村クラブリーダー研修、体力測定員養成講座など、各種研修会への参加の呼びかけを行い、老人クラブ活動に必要な知識、技能の習得を促しました。

<実施状況>

項目名		単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
日高町老人クラブ連合会	単位クラブ	クラブ	20	20	20
	会員数	人	1,827	1,794	1,755

<問題点・課題>

各単位クラブの会員数がゆるやかですが、減少傾向にあります。

③ その他行事・地域での活動

<進捗状況>

町内の70歳以上の方を対象に、長寿をお祝いするとともに、老人福祉活動功労者、模範老人、敬老篤行者として、各地域で活躍された方の表彰を行いました。（令和元年度は農改センター改修工事のため中止、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりました。）

また、90歳以上の方を対象に、町長が自宅を訪問して、長寿のお祝いとして記念品を贈呈しています。

<実施状況>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
70歳以上	人	1,706	1,740	1,764
うち 90歳以上	人	208	211	221

<3> 快適で安心なまちづくりの推進

(1) 支えあい活動の拡充

<進捗状況>

令和元年度より地域見守り協力員制度を開始しました。地域の民生委員・児童委員と連携した地域住民への見守り活動や声かけ活動を行いました。

地域見守り協力員制度によって、地域のひとり暮らし高齢者の異変を早期に発見し、状況の悪化を未然に防ぐことができました。

<実施状況>

項目名	単位	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
協力員数	人			30

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

<進捗状況>

施設等のバリアフリーが施されていない建築物について、改築や改修にあわせてバリアフリー化を働きかけました。障害のある人や家族が自家用車等で公共施設・病院等の駐車場を円滑に利用できるよう、障害者用駐車区画の確保や適正利用の啓発を行いました。

駐車区画の確保については、相談も多々みられましたが、建築物等のバリアフリー化はまだまだ広まっていません。

<問題点・課題>

引き続き広報等を活用し、施設等のバリアフリー化を進めていく必要があります。

(3) 安心・安全なまちづくり

① 地域安全・安心活動

<進捗状況>

各地区の民生委員の協力のもと、地域の高齢者や障害者といった災害発生時に支援が必要と思われる方の把握及び避難行動要支援者台帳への登録促進を行いました。また、令和元年度の台帳情報のシステム化により、要支援者の情報をリアルタイムで反映できるようにしました。

<問題点・課題>

今後は、上記の台帳情報をもとに、災害発生時における具体的な支援について、各種関係機関・関係団体との連携、検討が必要です。

② 町社会福祉協議会の活動支援

<進捗状況>

中学生の清掃活動をはじめとした各種ボランティア事業の実施、高齢者サロン・心配事相談所の開設など地域福祉活動に対して支援を行いました。

<問題点・課題>

ボランティア団体会員の高齢化及び新規会員の獲得が課題となっています。

(4) 高齢者外出支援<進捗状況>

75歳以上の高齢者を対象に、平成23年度から高齢者外出支援事業として、バスまたはタクシー運賃の助成を行いました。平成28年度には当初1人1冊の追加購入、平成30年度には1人で何冊でも購入できるよう制度の改正を行いました。また、同年度より日高町福祉タクシー券助成事業との併用も可能としました。

<利用実績>

項目名		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
外出支援	対象者	人	1,374	1,356	1,348
	利用者	人	856	840	820

<問題点・課題>

利用者の方には概ね好評ですが、町民の方が主に利用される大型スーパーや病院といった施設が隣町の御坊市に集中しているため、住んでいる地区によっては1回の移動距離が長くなります。また、バス路線のない地域もあり、タクシーでの移動となると利用料金が高額となり、無料交付分（12,000円）がすぐになくなってしまおうといった声もあります。

第4章

基本理念と基本目標

1. 基本理念

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。高齢化が一層進む中で、地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となるものです。

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、様々な面での安心づくりが重要な課題といえます。この安心を支えるためにも、地域包括ケアシステムが機能していくことが重要であり、地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、適切な支援を受けることができるよう包括的な支援体制を整備していきます。

日高町では、これまで、人のぬくもりを誰もが感じられるあたたかい地域づくりを目指して「人のぬくもり 誰もが感じる 日高町」を基本理念として施策を展開してきましたが、第8期計画においては、「自助」「共助」による助け合いをさらに進めていくために、「みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町」を基本理念として設定し、町全体で地域共生社会の実現を目指して推進していきます。

<基本理念>

みんなで支えあい 人のぬくもりを感じる 日高町



- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

資料：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告 「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

2. 基本目標

目標1 介護予防と心身の元気づくりの推進

健康づくり事業と連携し、地域包括支援センターにおいて、地域支援事業による高齢者を対象とした介護予防事業を一層推進するとともに、包括的支援事業・任意事業により、高齢者やその家族を多様な面から支援する体制の充実を図ります。

そして、元気な高齢者を地域に活かす仕組みづくりなど、高齢者を支え、高齢者が活躍する場のさらなる拡充を目指します。

目標2 支えあう地域づくりの推進

地域共生社会を実現していくためには、「自助」を促すとともに、住民同士がお互いに支えあう「共助」が機能する地域社会を構築していく必要があります。このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会、住民、関係団体等による地域ネットワークの機能充実を図り、みんなで支えあう地域づくりを推進していきます。

目標3 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、サービスを必要とする高齢者に的確に介護サービスや福祉サービスが提供されるよう、サービスの量、質、提供体制の充実を図る必要があります。このため、地域支援事業を含めた各種サービスの提供や相談支援の充実等を推進します。

目標4 介護保険事業の推進

介護保険サービスはもとより、引き続き予防重視型の介護保険サービス、地域の実情にあわせた介護保険サービスの推進を図ります。

また、高齢者と地域が介護保険に関する理解をさらに深めるとともに、介護保険事業の適切な運用を目指します。

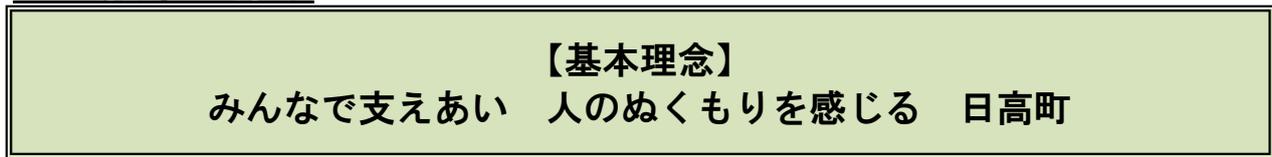
3. 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定

介護予防と地域に密着した介護保険サービスを住み慣れた地域で利用できるようにするという観点から、平成18年度から介護サービス基盤の整備単位として「日常生活圏域」を設定し、地域包括支援センターを設置して地域支援事業を実施しています。

本町では、平成18年度より日高町地域包括支援センターを直営で1か所設置し、同センターでは必須事業として包括的支援事業と指定介護予防支援事業を行っています。要支援者のケアプラン作成は、指定居宅介護支援事業所に一部委託して実施し、介護予防事業は介護予防事業サービス事業所に委託して連携と調整を図りながら実施しています。日常生活圏域については、地理的条件、人口・交通事情などの社会的条件、公的介護施設の整備状況、その他地域の実情を勘案する必要があり、町内全域を1圏域と設定しています。

本計画期間においては、現行の地域包括支援センターの体制と日常生活圏域の設定を継続して実施します。

4. 施策の体系



目標1
介護予防と
心身の元気
づくりの推
進

<1> 健康づくりの支援

- (1) 疾病予防、健康支援
- (2) 健康づくり活動
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

<2> 高齢者の元気づくりの推進

- (1) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (2) 交流機会の拡充

目標2
支えあう地
域づくりの
推進

<1> 地域ケア体制の推進

- (1) 地域包括支援センターの充実
- (2) 認知症高齢者の支援の推進

<2> 快適で安心なまちづくりの推進

- (1) 支えあい活動の拡充
- (2) 人にやさしいまちづくりの推進
- (3) 安心・安全なまちづくり
- (4) 外出支援

目標3
生活支援サ
ービスの充
実

<1> 地域支援事業による生活支援の推進

- (1) 包括的支援事業
- (2) 任意事業

<2> 生活を支える福祉サービスの充実

- (1) 自立を支援するサービス
- (2) ひとり暮らし等を支援するサービス
- (3) 介護保険以外の施設サービス

目標4
介護保険事
業の推進

<1> 介護保険サービスの充実

- (1) 居宅サービス
- (2) 地域密着型サービス
- (3) 施設サービス
- (4) 介護保険サービスの質の向上

<2> 介護給付適正化と介護人材の確保

- (1) 介護サービスの適正な給付
- (2) 介護人材の確保・育成

第5章 施策の展開

目標1. 介護予防と心身の元気づくりの推進

<1> 健康づくりの支援

(1) 疾病予防、健康支援

① 健康手帳の交付

特定健診や特定保健指導等の記録、その他健康の保持増進のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を受けられるよう40歳の方に交付しています。また、それ以外の方には健診受診時等に随時交付しています。健康手帳の交付は、平成20年度から健康増進法において実施しており、住民に活用してもらえる手帳となるように、配布・活用の方法を検討して進めていきます。

② 健康教育

各地区の老人クラブ会員を対象とした健康教育を健康相談と同時に実施しています。一般住民対象の健康教育については、健康増進法に基づき、生活習慣改善目的の運動教室等を実施しています。

今後も、介護予防、高齢者の健康の保持・増進のため、継続して実施します。

③ 健康相談

高齢者の健康相談の機会としては、各地区老人クラブ会員を対象に開催しています。健康相談は健康増進法に基づき、一般住民を対象に実施しています。

④ 健康診査事業

町では、40～74歳の国保加入者には、集団健診と医療機関での個別健診を併用した特定健診を実施しています。75歳以上の住民については、後期高齢者医療制度における健診を医療機関で行っています。また、特定健診の受診結果で生活習慣の改善が必要な方を対象に、特定保健指導を実施しています。町で実施している特定健康診査は40～74歳の国保加入者であることから、継続して健診体制や周知方法を検討して受診を勧奨します。

歯周疾患検診は40～70歳の節目健診時に実施しており、継続して実施します。

⑤ がん検診

がんは死因で最も多いことから、平成19年度にがん対策基本法が施行され、国・県で目標が掲げられています。平成20年度からは健康増進事業として実施しており、早期発見することにより、がんによる死亡率を減少させることを目的に実施しています。平成27年度から委嘱している健康推進員の協力を得て、がん検診の受診率向上を目指します。

⑥ 訪問指導

平成20年度より健康増進事業の一環として、64歳以下の訪問指導は、がん検診の要精検者やその他訪問指導が必要な方に対して保健師が実施しています。

今後も、保健指導が必要な方々の生活習慣等を踏まえて、効果的な指導ができるように取り組みます。

⑦ 災害や感染症対策

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域防災計画や地域福祉計画に基づき、高齢者支援体制の構築に取り組み、介護サービス事業者に対して、高齢者支援に係るマニュアルの整備等、対応意識の醸成や体制の整備を進めるよう指導に努め、介護事業所等と連携し、マスクや消毒液、その他の感染症対策に必要な物資を備蓄、管理するよう、介護事業所等に対して周知啓発を図り、国や県の協力も受けながら必要な支援を行っていきます。

また、65歳以上の高齢者を対象にした予防接種として、インフルエンザワクチン接種の費用を一部助成し、成人用肺炎球菌ワクチンについては全額助成していきます。

(2) 健康づくり活動

① 住民の自主的な健康づくり活動の支援

健康推進員を委嘱し、健診受診勧奨、町健康づくり事業への参加、住民への開催案内配布及び参加の呼びかけにより、「住民の生活習慣病の発症」、「重症化」を予防し、介護保険、医療保険の利用を抑制することを目指します。

食生活改善推進協議会では、住民の生涯における健康づくりを目指して、子どもから高齢者までが健全な食生活を実践できるよう幅広く食育活動を行っています。地域の健康づくりのリーダーとして、自主的な活動が定着するように支援します。

② 「健康日高21」に基づく健康づくり活動の推進

「健康日高21」に基づき、健康づくり事業を展開するとともに、地域の特性を活かした行事、啓発、健康づくり等の取組を推進していきます。

また、心の健康づくり、自殺予防対策などについて啓発に努めます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

■通所型サービス

従前の予防給付のサービスを継続するとともに、サービス事業所が新たな緩和型に対応できれば緩和型に対しても柔軟に検討していきます。

■訪問型サービス

従前の予防給付のサービスを継続するとともに、サービス事業所が新たな緩和型に対応できれば緩和型に対しても柔軟に検討していきます。

■介護予防ケアマネジメント事業

予防給付（対象：要支援1・2）に関するケアマネジメントは、地域包括支援センターが中心に実施し、一部を居宅介護支援事業所に委託しています。今後も関係機関との連携に努め、介護予防支援を実施していきます。

② 一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する基本的な知識を65歳以上の高齢者に広く普及し、実践につなげることが重要であることから、介護予防に関するリーフレットを集団健診案内文や65歳到達者への介護保険被保険者証郵送時に同封したり、高齢者の訪問時に介護予防に関する啓発を行っています。また、通所型の運動器の機能向上の教室、認知症予防教室を開催しており早期から介護予防に取り組めるよう教室への参加を勧めています。運動教室修了者については継続して介護予防に取り組めるよう、サークル活動を支援しています。また、高齢者が身近な場所での運動の機会や地域での交流の場づくりを目的に「いきいき百歳体操」をできるだけ多くの地区で立ち上げることを目指しています。今後も早期から自主的な介護予防の取組が実践できるよう啓発に努めます。

＜2＞ 高齢者の元気づくりの推進

（1） 生きがいづくりと社会参加の促進

① 生涯学習活動・スポーツ・レクリエーション活動

多くの高齢者が意欲的な学習活動を行っており、高齢者が共に学び、教えたり教えられたりする場面もみられるようになりました。このように何か関心を持って様々な学習活動やゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフなどのスポーツ・レクリエーション活動に参加する高齢者は活動的で元気であり、さらに活躍の場を広げて地域にも元気を分けてくれるはずです。

このため、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動に多くの高齢者がさらに参加し、意欲的な活動ができるように支援し、学習の成果ややる気を地域に活用する範囲が広がるように取り組みます。

② 老人クラブなどの育成・補助

高齢者の健康づくり、地域交流活動を行っている単位老人クラブと老人クラブ連合会に、活動費の補助をして支援しています。令和元年度末で20クラブ、会員数は1,755人となっています。今後も、活動の幅を広げられるように支援していくとともに、参加のきっかけづくりに取り組みます。

③ その他行事・地域での活動

敬老会は、例年1,700人前後の高齢者が参加の対象となっており、継続して実施できるように取り組みます。

また、健康づくりや地域づくりなど様々な活動に高齢者の参加ができるよう気軽に過ごせる「ふれあいの場」づくりや高齢者の外出支援などもあわせて検討していきます。

(2) 交流機会の拡充

高齢者が子や孫世代とともに過ごすことは、高齢者だけでなく他の世代にも大切なことです。高齢者と他の世代が交流をし、共に活動できる場を様々な場面で拡充できるように努めます。今後は、地域での活動を支援するとともに、高齢者が気軽に集まれる場の拡充を促進します。

目標2. 支えあう地域づくりの推進

<1> 地域ケア体制の推進

(1) 地域包括支援センターの充実

① 医療サービスとの連携

町内及び近隣市町の医療機関と連携して、医療分野と福祉分野の連携を深め、介護保険の訪問看護の充実、介護予防の啓発を行います。

②新しい地域密着型サービスの導入の検討

24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）が、平成24年度から地域密着型サービスに創設されました。近隣市町にサービス提供事業者がなく、サービス提供の予測ができないことから、第8期計画期間における利用量は見込まないものとします。今後は、継続的利用者のニーズと事業者の参入意向を把握しながら、サービスの必要性等を検討します。

③相談体制の充実

地域包括支援センターが総合相談窓口として適切な対応に努めるとともに、他の相談窓口からの相談をつなげる役割を担います。あわせて、高齢者とその家族に相談窓口の周知を図ります。

④関係機関とのネットワークづくり

医療機関やケアマネジャーなど、関係機関との連携を図ります。また、令和3年度より、75歳以上のひとり暮らしの方を対象に、疾病等による救急搬送時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを希望者に配布し、救急隊員がすぐに取り出し活用できるよう、冷蔵庫の扉等に設置しておくことで、迅速な救急活動につながります。

(2) 認知症高齢者の支援の推進

認知症は全国的に増加傾向にあり、本町においても認知症高齢者は増加していくものと想定され、認知症高齢者とその家族の生活を支える体制づくりが重要となります。

そのため、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、地域における活動内容を検討しながら進めていきます。

また、1～4までをはじめとする認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、教育、地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と有機的に連携した取組としていくため、関係部門と連携しながら、総合的に推進していくことが重要です。

①普及啓発・本人発信支援

- 1) 認知症サポーターの養成、特に、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生に対する養成講座の拡大
- 2) 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）などの機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組実施（認知症の人本人からの発信の機会の拡大も含む）
- 3) 相談先の周知（認知症ケアパスの積極的な活用や市町村のホームページ等への掲載等）
- 4) 認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施等を通じた本人の意見の把握、施策の企画・立案、評価への本人視点の反映

②認知症の予防

- 認知症の予防に関する調査研究の推進及び高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等の拡充や通いの場等におけるかかりつけ医・保健師・管理栄養士等の専門職による健康相談等の認知症予防に資する可能性のある活動の推進

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 1) 医療・ケア（早期発見・早期対応）
 - 認知症地域支援推進員の活動の推進（「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施等）
 - 認知症初期集中支援チームの活動の推進（認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への訪問、観察・評価、対象者を適切な医療・介護サービスにつなぐ等の初期の支援の実施等）
- 2) 介護サービス
 - 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保
- 3) 介護者等への支援

○認知症カフェを活用した取組、家族教室や家族同士のピア活動等

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

1) 認知症バリアフリーの推進

○地域での見守り体制や検索ネットワークの構築（認知症サポーター等による認知症の人の見守り活動、近隣市町村との連携、ICT を活用した検索システムの活用等）

○チームオレンジ等の構築（認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの構築）

○成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度利用促進法第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。）に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備

2) 若年性認知症の人への支援・社会参加支援

○認知症地域支援推進員による若年性認知症を含めた認知症の人の社会参加活動の体制整備や、介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動の導入支援

⑤認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者対策について、近年は介護予防や健康づくりの講座に認知症予防を取り入れて実施するなど啓発を行っています。認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、地域で関わる人を増やしていくことや、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の啓発に努め、地域で認知症を理解し、支える活動につなげていきます。

圏域内のひだか病院は、県の認知症疾患医療センターとして、鑑別診断及び急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修等を行い、地域における認知症疾患の拠点となっており、町行政、保健医療・介護機関等と連携が図られてきています。

認知症のある高齢者、家族等を支える取組については、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について周知を図り、相談窓口等での適切な対応に努めます。

＜2＞ 快適で安心なまちづくりの推進

（1） 支えあい活動の拡充

町社会福祉協議会や地域見守り協力員等と連携し、地域住民への見守り活動や声かけ活動など、元気な高齢者が見守りの必要な高齢者を支える取り組み、自治会（区）活動、老人クラブ活動などを巻き込みつつ、地域のひとり暮らし高齢者を地域で支えあいながら、気軽に集まれる居場所づくり等を検討してまいります。

（2） 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者、障害者に限らず、あらゆる人が障壁（バリア）に妨げられることなく生活し、活動できるように様々な人々の活動に配慮した環境の整備（まちのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化）の整備促進に努めます。

（3） 安心・安全なまちづくり

① 地域安全・安心活動

交通安全、防犯、防災対策は、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常的な見守り活動が、自らの生活を守ることと再認識されるようになりました。高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加する中、高齢者自身の意識に働きかけるとともに、民生委員等地域との連携を図りながら、見守り活動が効果的に展開できるように取り組みます。

高齢者だけの世帯では、災害等への不安が増大していることが考えられるため、高齢者や障害者など災害時に支援が必要な高齢者の対策を、日高町地域防災計画に基づき推進します。また、災害時に支援が必要な高齢者・障害者等の状況の把握に努めます。

② 町社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の拠点である町社会福祉協議会は、多様な活動・事業を展開しています。このような地域の活動はますます重要度が増しており、今後も広く住民の理解と参加促進に取り組みます。そのためにも、福祉の心を育て、実践するポ

ランティアの育成が特に重要です。今後も、小中学生のボランティア活動をはじめ、ネットワーク推進活動等の支えあい活動の連携を図りながら促進します。

あわせて、高齢者のことを知り、温かい心で人と接することができるように、ボランティア活動や福祉教育の推進活動を支援します。

(4) 高齢者外出支援

高齢者が住み慣れた日高町で元気に安心して暮らせるように、75歳以上の高齢者を対象に、バスまたはタクシー運賃を年額12,000円分の助成を行う、高齢者外出支援施行事業を平成23年度から実施しています。通院や買物等にも活用されており、外出支援と買物弱者対策として検討しながら継続して実施します。

平成28年度には、追加交付の販売も開始し、対象者1名につき1冊に、12,000円分の助成券を10,000円で購入することができるようになりました。

平成30年度からは追加交付の制限をなくし、対象者1名につき何冊でも購入することができるようになり、日高町福祉タクシー券助成事業との併用も可能としました。令和3年度からは、2冊目以降の購入金額を8,000円に引き下げ、利用者の負担軽減を図ります。

目標3. 生活支援サービスの充実

<1> 地域支援事業による生活支援の推進

(1) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

■総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者が介護保険に関する内容、または権利擁護など介護保険以外の内容について様々な形で相談でき、支援できるように対応に努めています。相談件数は増加しており、高齢化の進行や相談内容の複雑化などが見込まれることから、地域のネットワークづくりを進め、地域の中で連携できる体制の拡充を図ります。

高齢者の虐待防止や権利擁護に関する相談及び対応について、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。また、成年後見制度の利用に向け、支援体制の整備と広報機能や相談機能の充実を図り利用に向け取り組みます。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーの後方支援を行うことを目的として、ケアマネジャーへの個別相談や困難ケースの助言等を行っており、今後も継続して実施します。

(2) 任意事業

① 家族介護支援事業

介護を担う家族の身体的・経済的負担を軽減するための事業として、家族介護慰労金の支給と、紙おむつ等支給事業を実施しています。紙おむつ等支給事業は、在宅で介護が必要な高齢者で所得税及び住民税非課税世帯の人を実際に介護している家族を対象に、介護負担の軽減と介護される高齢者等の生活の質の向上を図る目的で実施しており、平成25年度からは支給対象を在宅者に加え、グループホーム・ケアハウス入居者に拡大して実施しています。

一方、家族介護慰労金は国の定める要件に該当する対象者が少ない現状です。

② 成年後見制度等利用支援事業

低所得の高齢者や身寄りのいない高齢者が成年後見制度の申し立てをする場合には、町長が申請することになり、それに係る経費や成年後見人等の報酬の助成を行う事業です。今後の利用を想定して相談や利用に対応できるように努めます。

③ 徘徊高齢者位置探索サービス事業

徘徊行動のみられる高齢者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としてGPS端末の貸与及び位置情報探索に係る利用料金の助成を行います。

④ 見守りサービス事業

配食サービスを活用し、高齢者の状況を定期的に把握する事業です。今後も継続して実施していきます。

< 2 > 生活を支える福祉サービスの充実

(1) 自立を支援するサービス

① 生活管理指導員派遣

概ね65歳以上の要介護認定で自立と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方に生活管理指導員を派遣して日常生活を支援するものです。今後の要介護認定の状況等を踏まえ、必要な方が利用できるように継続して実施します。

② 生活管理指導短期入所

概ね65歳以上の要介護認定で自立または要支援と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方、または身体上の障害により日常生活に著しく障害がある方が、短期間入所して支援を受けられるサービスです。原則として1か月7日以内を限度として実施しています。高齢者虐待事例の対応時の利用等も勘案して、継続して利用できる体制を維持します。

③ 居宅改修補助事業

高齢者向け住宅改修に関する相談に応じるとともに、介護保険給付の住宅改修費の限度を超えた居宅改修費を一部助成する居宅改修補助事業を、継続して実施します。

(3) ひとり暮らし等を支援するサービス

① 緊急通報装置設置

概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは障害者のみの世帯に緊急通報装置を設置しています。高齢者世帯の動向を把握しながら、適切な利用を促進します。

(4) 介護保険以外の施設サービス

① 養護老人ホーム

65歳以上で、環境上及び経済的理由（政令で定める者に限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な者、また養護者がいない等の理由で、居宅で生活することが困難な方で町長が適当と認めた場合、入所措置しています。圏域内の養護老人ホームは定員110人で設置されており、日高町の利用者は圏域内の養護老人ホームを利用しています。今後は入所者の高齢化を踏まえ、適切な対応に努めます。

目標4. 介護保険事業の推進

<1> 介護保険サービスの充実

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行うサービスです。

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

ホームヘルパーが訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行うサービスです。

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行うサービスです。

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

⑥ 通所介護

通所介護施設で入浴や食事の提供や介護、機能訓練、レクリエーション等を行うサービスです。

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを行うサービスです。

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理のもとに行われる介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を受けるサービスです。

⑩ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いす、特殊寝台、歩行補助つえなどの福祉用具を貸し出すサービスです。

⑪ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄などに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、年間10万円を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。

⑫ 住宅改修費／介護予防住宅改修

住み慣れた家で安全に生活するために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行ったときに、20万円を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。

⑬ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

軽費老人ホームなどに入所している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーなどが利用者、家族、関係事業者などと協議して、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成などを行うサービスです。

(2) 地域密着型サービス

① 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練などを行うサービスです。

② 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組みあわせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

③ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で少人数で共同生活をしながら、日常生活上の介護・援助を受けるサービスです。

④ 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行うサービスです。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護の高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、利用者からの通報により、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組みあわせ、一つの事業所が提供する地域密着型サービスです。

⑦ 地域密着型通所介護

定員18人以下の通所介護事業所において、入浴や食事の介護、機能訓練等を行って日帰りで提供するサービスです。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。(原則、要介護3以上の方が入所対象)

② 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを行うなど、家庭への復帰を支援するサービスです。

③ 介護療養型医療施設・介護医療院

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けることができるサービスです。

(4) 介護保険サービスの質の向上

① 関係機関等との連携

平成18年度から地域密着型サービスの指定・指導(監督)は、地域密着型サービス運営委員会を設置し、ご意見をいただきながら、保険者である町が行うこととなっています。

また、地域包括支援センターが中心となってケアマネジャーからの相談や事業者への情報提供等を行っており、連携のネットワークが確立されてきました。今後はさらに、県をはじめとする関係機関や事業者等との連携を図り、情報交換できる体制づくりを進めます。

② 要介護認定

要介護・要支援認定は保険者である町がその責任と権限に基づき、一定の基準により認定する行為であり、制度の根幹をなす重要な業務です。

認定審査会は日高圏域内で共同設置しており、短期間で適正な判定ができるように、今後もこれまでの認定調査・審査の体制を確保し、適正な認定業務を推進します。

また、新規申請者への訪問調査は町で実施しており、今後も調査員の研修等に努め、適切な認定業務の推進を図ります。

③ 施設における生活環境の向上

施設利用者が安心して自分の家として施設での生活ができるように、今後も施設利用者の苦情処理体制など、事業者との連携を図りながら取り組みます。

④ 情報提供・相談

利用者からの苦情への対応については、地域包括支援センターを中心に相談等に対応し、必要に応じて国民健康保険団体連合会の相談窓口につなぐ体制を確保しています。今後も、利用者・事業者・ケアマネジャーからの相談への対応、情報提供に努めます。

⑤ 事業者の指定及び管理・指導

居宅介護支援事業所、新しい総合事業サービス提供事業者、地域密着型サービス事業者については、町が指定・監督することとなっており、適切にサービス提供されているかを把握しながら、指定・指導（監督）を行います。

< 2 > 介護給付適正化と介護人材の確保

(1) 介護サービスの適正な給付

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

介護給付等費用適正化事業として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合、⑤介護給付費通知からなる主要5事業を実施しています。

■要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

新規・変更・更新の認定調査をできる限り町職員による直営で実施し、必要な点検を行います。

<目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分変更申請	30	30	30
更新申請	500	500	500

■ケアプランの点検

国が策定する「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用し、居宅介護支援事業所担当者との面談によるケアプラン点検を実施します。

<目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン	5	5	5

■住宅改修等の点検

住宅改修、福祉用具購入または福祉用具貸与については、書面審査に加えサンプル調査として訪問等による点検を実施します。

<目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修	3	3	3
福祉用具購入	5	5	5
福祉用具貸与	5	5	5

■医療情報との突合・縦覧点検

縦覧点検、医療情報との突合等により、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。

<目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検	360	360	360

■介護給付費通知

介護給付費通知の送付を行います。

<目標>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知の送付	1,500	1,500	1,500

(2) 介護人材の確保・育成

① 多様な人材の確保・育成

少子高齢化が進展し、介護分野の人材不足が深刻化する中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、質の高い人材を安定的に確保するとともに、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠です。必要な介護人材の確保のため、2025年を見据えつつ、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に向け、地域の関係者とともに、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援に取り組んでいきます。

② 介護職の魅力向上

生産年齢人口が減少する中においても、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられ

る環境づくりを進めるためには、職場の良好な人間関係づくりや結婚や出産、子育てを続けながら働ける環境整備を図ることが重要です。

介護現場における業務仕分けや介護ロボットやICTの活用、元気高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の介護現場革新の取組について、都道府県と連携しながら関係者の協働の下進めるとともに、介護現場革新の取組の周知広報等を進め、介護職場のイメージ刷新を図っていきます。

③ 介護離職ゼロへ向けた取組

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要です。また、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働担当部門との連携など、地域の実情を踏まえた相談支援体制を強化していきます。

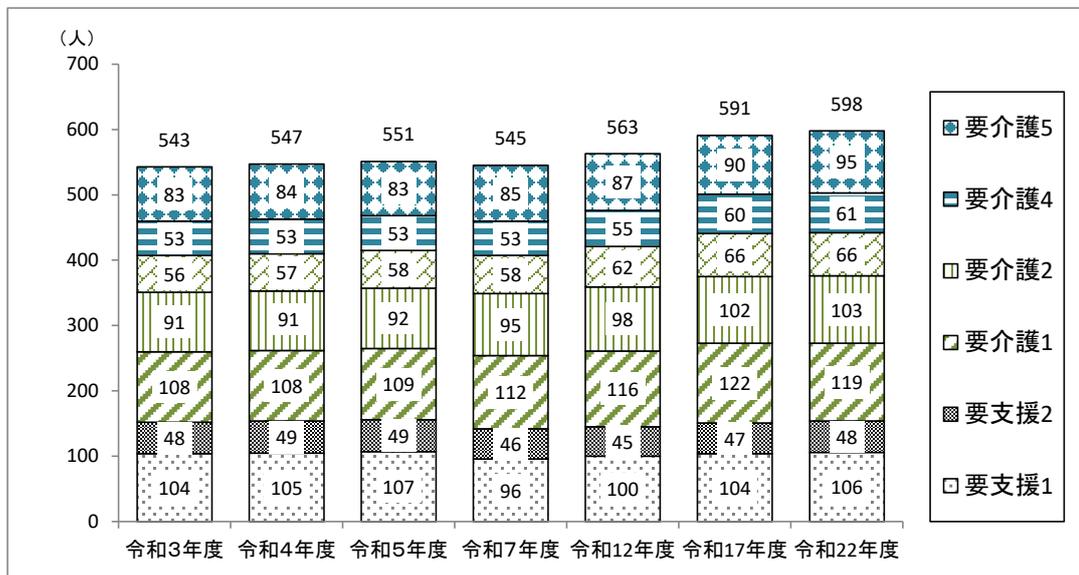
第6章

介護保険制度の円滑な運営

1. 要介護認定者数・サービス利用者数の推計

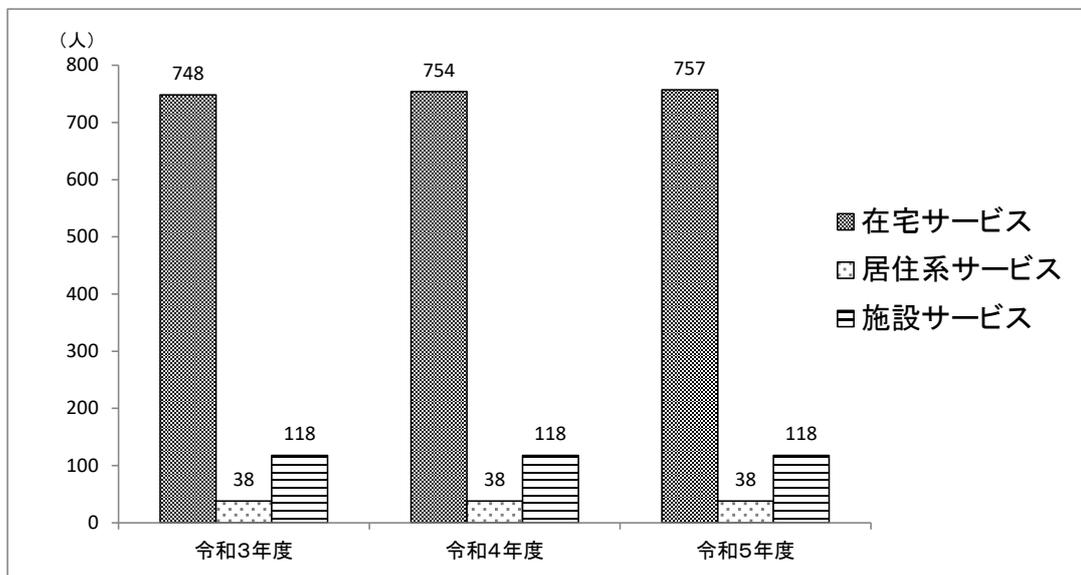
(1) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、計画期間中はわずかに増加傾向で推移し、令和3年度 543 人から令和5年度 551 人へとやや増加することが見込まれます。



(2) サービス利用者数の推計

令和3年度は在宅サービス利用者が748人、居住系サービス利用者（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）が38人、施設サービス利用者が118人で、令和5年度にかけて、在宅サービス利用者の増加が見込まれています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

2. 介護サービスの見込み

(1) 居宅サービス

居宅サービスの量の推計にあたっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、令和3年度から令和5年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

介護予防サービス			計画期間			令和7年度	令和22年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
		回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
2	介護予防訪問看護	給付費	1,222	1,228	1,228	1,228	1,228
		回数	16.4	16.5	16.5	16.5	16.5
		人数	2	2	2	2	2
3	介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	581	582	582	582	582
		回数	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
		人数	2	2	2	2	2
4	介護予防 居宅療養管理指導	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
5	介護予防通所 リハビリテーション	給付費	1,925	1,927	1,927	1,927	1,927
		人数	6	6	6	6	6
6	介護予防 短期入所生活介護	給付費	623	623	623	623	623
		日数	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
		人数	1	1	1	1	1
7	介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
8	介護予防短期入所 療養介護(病院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
9	介護予防短期入所 療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
10	介護予防 福祉用具貸与	給付費	1,630	1,630	1,632	1,676	1,812
		人数	36	36	36	37	40
11	特定介護予防 福祉用具購入	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
12	介護予防住宅改修	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
13	介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	2,191	2,192	2,192	2,192	2,192
		人数	3	3	3	3	3
14	介護予防支援	給付費	2,369	2,475	2,528	2,581	2,844
		人数	45	47	48	49	54

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

介護サービス			計画期間				
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
1	訪問介護	給付費	45,162	46,108	46,060	43,525	47,516
		回数	1,358.9	1,387.8	1,386.3	1,311.9	1,432.4
		人数	55	56	56	54	59
2	訪問入浴介護	給付費	2,899	2,901	2,901	2,901	2,901
		回数	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
		人数	1	1	1	1	1
3	訪問看護	給付費	11,616	11,644	12,134	12,638	14,699
		回数	220.5	220.8	233.1	240.3	285.9
		人数	14	14	15	15	18
4	訪問リハビリテーション	給付費	6,927	7,073	7,807	7,807	7,807
		回数	198.6	202.4	225.5	225.5	225.5
		人数	11	11	12	12	12
5	居宅療養管理指導	給付費	2,791	2,966	2,966	2,691	2,966
		人数	22	23	23	21	23
6	通所介護	給付費	124,865	126,254	128,400	127,785	140,555
		回数	1,231.7	1,241.5	1,261.3	1,260.2	1,381.6
		人数	127	128	129	129	141
7	通所リハビリテーション	給付費	6,216	6,220	6,198	6,198	6,198
		回数	50.7	50.7	50.5	50.5	50.5
		人数	5	5	5	5	5
8	短期入所生活介護	給付費	59,001	60,372	58,250	57,383	63,748
		日数	575.8	589.1	571.2	562.6	624.8
		人数	50	51	50	49	54
9	短期入所療養介護 (老健)	給付費	1,514	1,530	1,530	1,530	1,530
		日数	9.9	10.0	10.0	10.0	10.0
		人数	2	2	2	2	2
10	短期入所療養介護 (病院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
11	介護予防短期入所 療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
12	福祉用具貸与	給付費	13,321	13,364	13,343	13,053	14,327
		人数	98	98	99	98	107
13	特定福祉用具販売	給付費	695	695	695	695	695
		人数	2	2	2	2	2
14	住宅改修費	給付費	2,183	2,183	2,183	2,183	2,183
		人数	2	2	2	2	2
15	特定施設入居者 生活介護	給付費	81,718	81,763	81,763	81,763	89,293
		人数	33	33	33	33	36
16	居宅介護支援	給付費	32,411	32,429	32,201	32,478	35,104
		人数	201	201	200	202	218

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの量の推計にあたっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、令和3年度から令和5年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

地域密着型介護予防サービス			計画期間			令和7年度	令和22年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
		回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
3	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0

地域密着型サービス			計画期間			令和7年度	令和22年度
			令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
2	夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
3	地域密着型通所介護	給付費	28,991	28,789	28,558	28,558	30,713
		回数	324.1	322.0	323.2	323.2	349.0
		人数	50	50	50	50	54
4	認知症対応型通所介護	給付費	19,835	19,846	19,846	21,912	23,977
		回数	151.1	151.1	151.1	165.9	180.7
		人数	14	14	14	15	16
5	小規模多機能型居宅介護	給付費	3,099	3,101	3,101	3,101	3,101
		人数	2	2	2	2	2
6	認知症対応型共同生活介護	給付費	6,185	6,188	6,188	6,188	6,188
		人数	2	2	2	2	2
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
9	看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月あたりの数、人数は一月あたりの利用者数

(3) 施設サービス

施設サービスの量の推計にあたっては、町内施設の整備量や施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

施設サービス		計画期間					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度	
1	介護老人福祉施設	給付費	249,770	249,908	249,908	263,109	296,015
		人数	76	76	76	80	90
2	介護老人保健施設	給付費	111,899	111,961	111,961	125,082	139,177
		人数	42	42	42	47	52
3	介護医療院	給付費	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0
4	介護療養型医療 施設	給付費	0	0	0		
		人数	0	0	0		

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、人数は一月あたりの利用者数

3. 介護給付費等の見込み

居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額等を加え、保険料収納必要額を算出しました。

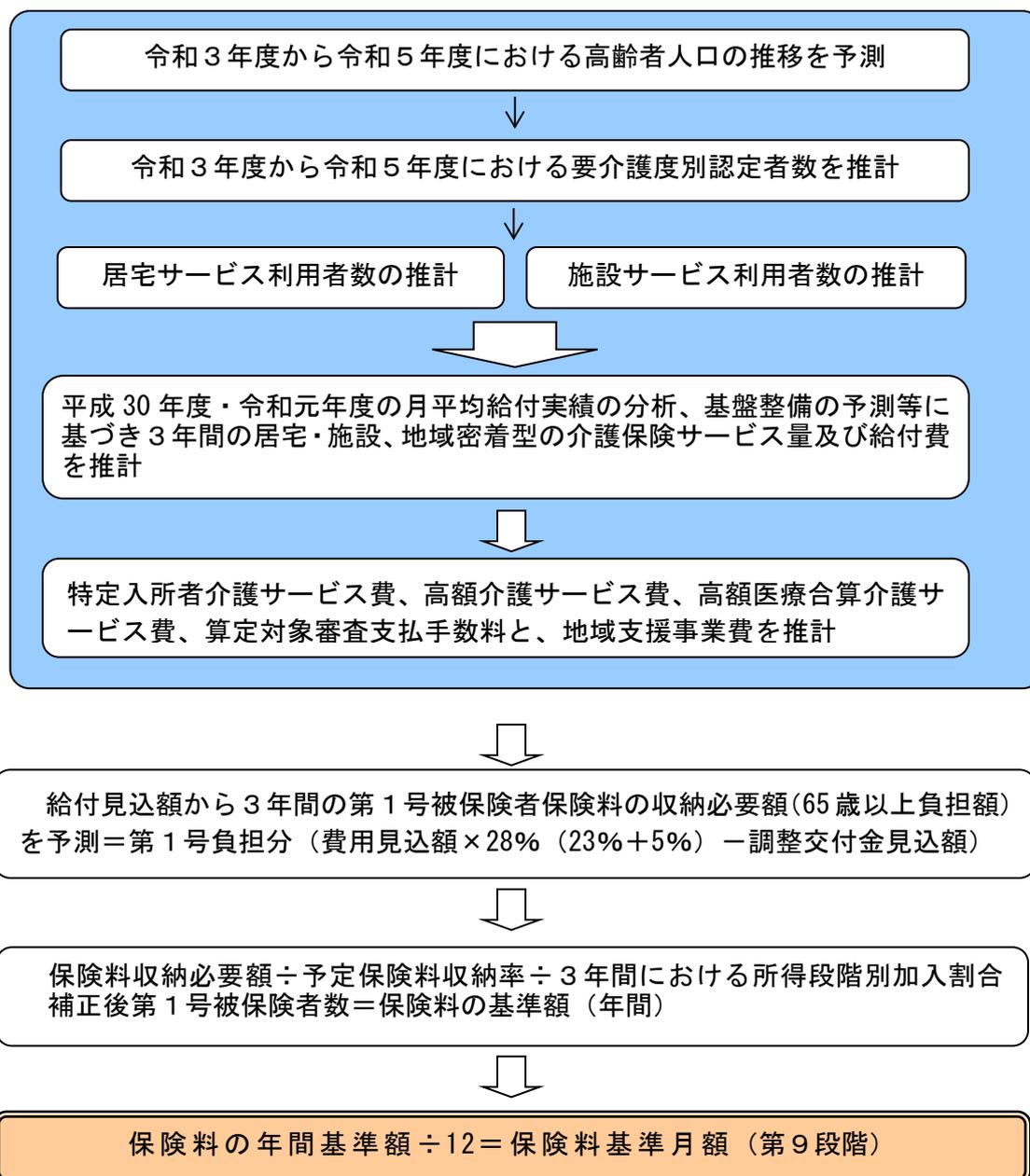
	第8期				令和7年度	令和22年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込額(A)	2,651,104,766	882,187,832	883,870,210	885,046,724	910,895,435	1,005,229,388
総給付費	2,474,296,000	821,639,000	825,952,000	826,705,000	851,389,000	939,901,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	108,610,737	37,923,350	35,214,937	35,472,450	36,180,611	39,719,766
特定入所者介護サービス費等給付額	132,566,027	43,865,541	44,188,676	44,511,810	45,400,431	49,843,535
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	23,955,290	5,942,191	8,973,739	9,039,360	9,219,820	10,123,769
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	54,880,521	18,218,794	18,264,085	18,397,642	18,764,928	20,601,353
高額介護サービス費等給付額	55,592,510	18,395,328	18,530,837	18,666,345	19,038,995	20,902,242
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	711,989	176,534	266,752	268,703	274,067	300,889
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,495,268	3,803,736	3,831,756	3,859,776	3,936,832	4,322,109
算定対象審査支払手数料	1,822,240	602,952	607,432	611,856	624,064	685,160
審査支払手数料一件あたり単価		56	56	56	56	56
審査支払手数料支払件数	32,540	10,767	10,847	10,926	11,144	12,235
審査支払手数料差引額(K)	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費(B)	97,154,523	32,404,112	32,384,842	32,365,569	37,592,593	37,526,509
介護予防・日常生活支援総合事業費	88,386,419	29,479,671	29,462,140	29,444,608	33,237,524	33,045,686
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	5,112,047	1,705,030	1,704,016	1,703,001	2,660,069	2,785,823
包括的支援事業(社会保障充実分)	3,656,057	1,219,411	1,218,686	1,217,960	1,695,000	1,695,000
第1号被保険者負担分相当額(D)	632,099,636	210,356,147	210,738,662	211,004,827	221,946,199	279,458,580
調整交付金相当額(E)	136,974,559	45,583,375	45,666,618	45,724,567	47,206,648	51,913,754
調整交付金見込額(I)	230,931,000	79,406,000	76,811,000	74,714,000	75,625,000	77,351,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合(H)		8.71%	8.41%	8.17%	8.01%	7.45%
後期高齢者加入割合補正係数(F)		0.8930	0.9063	0.9172	0.9274	0.9667
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)		0.9033	0.9160	0.9265		
後期高齢者加入割合補正係数(1人あたり給付費による重み付け)		0.8826	0.8966	0.9079	0.9274	0.9667
所得段階別加入割合補正係数(G)		0.9390	0.9400	0.9398	0.9398	0.9398
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0
市町村相互財政安定化事業交付額	0				0	0
保険料収納必要額(L)	491,143,196				193,527,847	254,021,334
予定保険料収納率	97.90%				98.50%	98.50%

資料：地域包括ケア「見える化」システム

4. 第1号被保険者の保険料基準額の算定

(1) 第1号被保険者保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額は、令和3年度から令和5年度の3か年における標準給付費見込額（約2億7千万円）と地域支援事業費見込額（約9千7百万円）の合計額の一定割合（23%）を、所得段階別負担割合で調整した令和3年度から令和5年度の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。



(2) 保険料基準額

第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までについて、本町における標準給付費見込額、さらに、準備基金取崩額の影響額を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●**保険料**

(単位：円)

①標準給付見込額		2,651,104,766円
②地域支援事業費		97,154,523円
③第1号被保険者負担分相当額	$(①+②) \times 23\%$	632,099,636円
④調整交付金相当額		136,974,559円
⑤調整交付金見込額		230,931,000円
⑥準備基金取崩額		47,000,000円
⑦保険料収納必要額	$③+④-⑤-⑥$	491,143,196円
⑧予定保険料収納率		97.90%
⑨所得段階加入割合補正後被保険者数		6,640人
⑩保険料(年額)	$⑦ \div ⑧ \div ⑨$	75,557円
⑪保険料基準額(月額)	$⑩ \div 12$	6,296円
介護保険条例 保険料率による保険料基準額(月額)		6,300円

(3) 介護保険料徴収の段階設定

第8期計画期間の保険料設定は、第7期計画から引き続き9段階とし、各段階の介護保険料を設定します。

◆本計画期間の所得段階・負担割合の設定

段階	対象者	基準所得金額	基準額に 対する割合	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生保・老齢福祉 年金受給	80万円以下	×0.30	22,680	1,890
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.50	37,800	3,150
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.70	52,920	4,410
第4段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円以下	×0.90	68,040	5,670
第5段階	住民税課税世帯で 本人非課税	80万円超	×1.00	75,600	6,300
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	90,720	7,560
第7段階	住民税本人課税	210万円未満	×1.30	98,280	8,190
第8段階	住民税本人課税	320万円未満	×1.50	113,400	9,450
第9段階	住民税本人課税	320万円以上	×1.70	128,520	10,710

5. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画は、介護保険・高齢者福祉に係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用し、広く町民にお知らせします。

また、介護保険制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した日常生活に結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

(2) 関係機関等との連携・協働

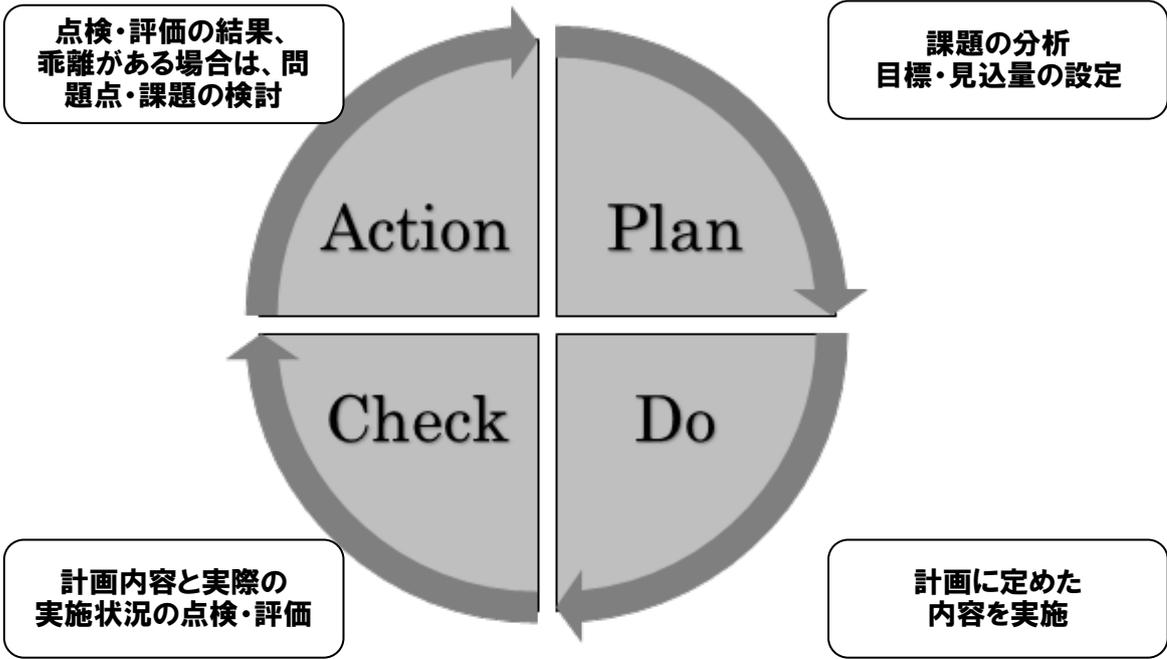
質の高いサービス提供を実施するためには、各関連団体・事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、共生社会の実現のためにも、庁内各部局との連携、医療と介護の連携等、分野を超えて地域生活課題について関係機関と連絡調整を行う体制づくりが必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(3) 計画の実施状況の点検・評価

本計画の進行管理にあたっては、担当部署において設定した目標、見込量等に関連するデータの収集を定期的実施します。PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善）による効率的な施策の進行管理に努めます。

また、施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、介護保険事業計画の実績に関する評価を行います。



卷末資料

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき定めた日高町介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき定めた高齢者福祉計画の見直しを行うため、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、10名以内とし、次の各号に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護保険サービス事業者又は福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者代表者

(所掌事項)

第4条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しに関すること。
- (2) その他介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しについて必要な事項

(任期)

第5条 委員の任期は、見直し後の日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、日高町健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会委員

所属部門	氏 名 (敬称略)	備 考
保健医療 関係者	古 田 浩太郎	委員長
	木 下 光都子	
学識経験者	野 尻 由 紹	
	市ノ瀬 修	
福祉関係者	密 田 裕 司	
	小 森 大 輔	
	一 海 宗 量	
	段 浪 生	副委員長
被保険者代表	西 岡 佳奈子	
	湯 川 正 雄	

策 定 経 過

年 月 日	内 容 等
令和2年1月～2月	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査実施 在宅介護実態調査実施
令和2年10月8日	第1回 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会
令和2年11月27日	第2回 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会
令和3年1月21日	第3回 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会
令和3年3月25日	第4回 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会

第8期日高町介護保険事業計画・高齢者福祉計画
【2021（令和3）年度～2023（令和5）年度】

発行：令和3年3月

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会

〒649-1213

和歌山県日高郡日高町大字高家626